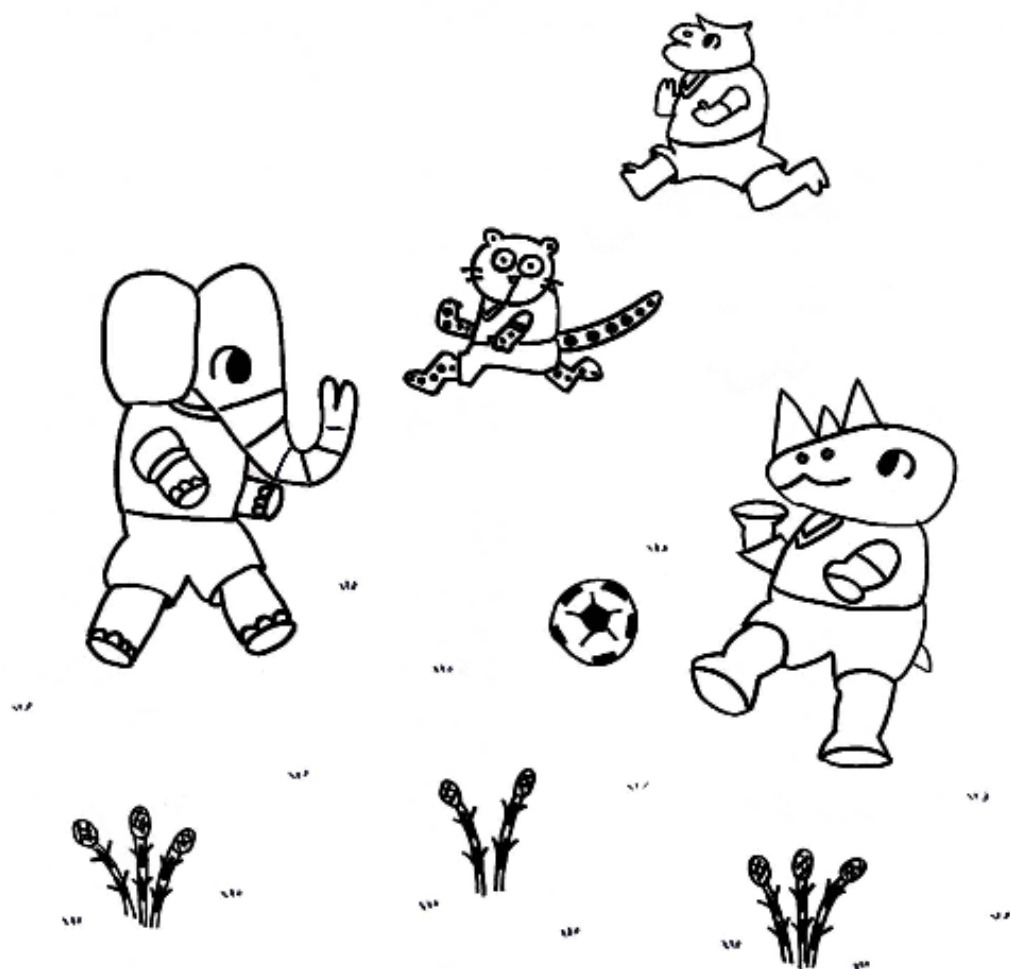


資料編



1 アンケート調査結果

(1) 障害者アンケート調査

① 調査概要

〔1〕 調査目的

障害のある方々の日頃の生活状況や将来の希望、様々なサービスの利用、市の障害者施策等に対するご意見などを把握するために実施し、平成21年度を初年度とする土浦市障害福祉計画（第2期）及び平成22年度を初年度とする土浦市障害者計画を策定するための基礎資料としました。

〔2〕 調査対象者

対象者	配布数	備考
身体障害者手帳所持者	3,679人	
療育手帳所持者	586人	身体障害者手帳所持者を除く
精神障害者保健福祉手帳所持者	375人	他障害手帳所持者を除く
自立支援医療受給者	652人	障害者手帳所持者を除く
合計	5,292人	

〔3〕 調査票

調査票	設問数
障害者福祉に関するアンケート調査	計32問

〔4〕 調査方法

郵送法（郵送による調査票の配布・回収）

〔5〕 調査基準日

平成20年9月1日

〔6〕 調査期間

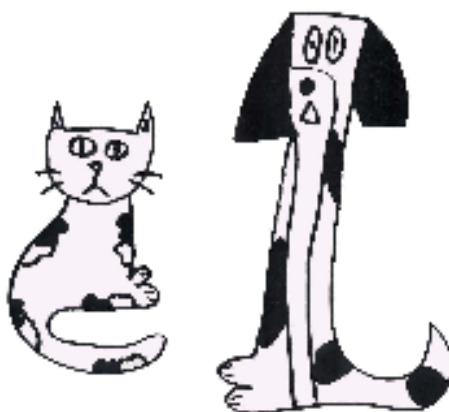
平成20年8月20日から平成20年9月8日まで

〔7〕 回収結果

配布数	回収数	回収率
5,292人	2,777人	52.5%

〔8〕 分析・表示

- ア. 比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率計が100%とならないこともあります。
- イ. 複数回答の項目については、原則として、その項目に対して有効な回答数を基数として比率算出を行っているため、比率計は100%を超えています。
- ウ. 文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- エ. 図表中の「無回答」は、回答が記入されていない又は判別が著しく困難なものです。



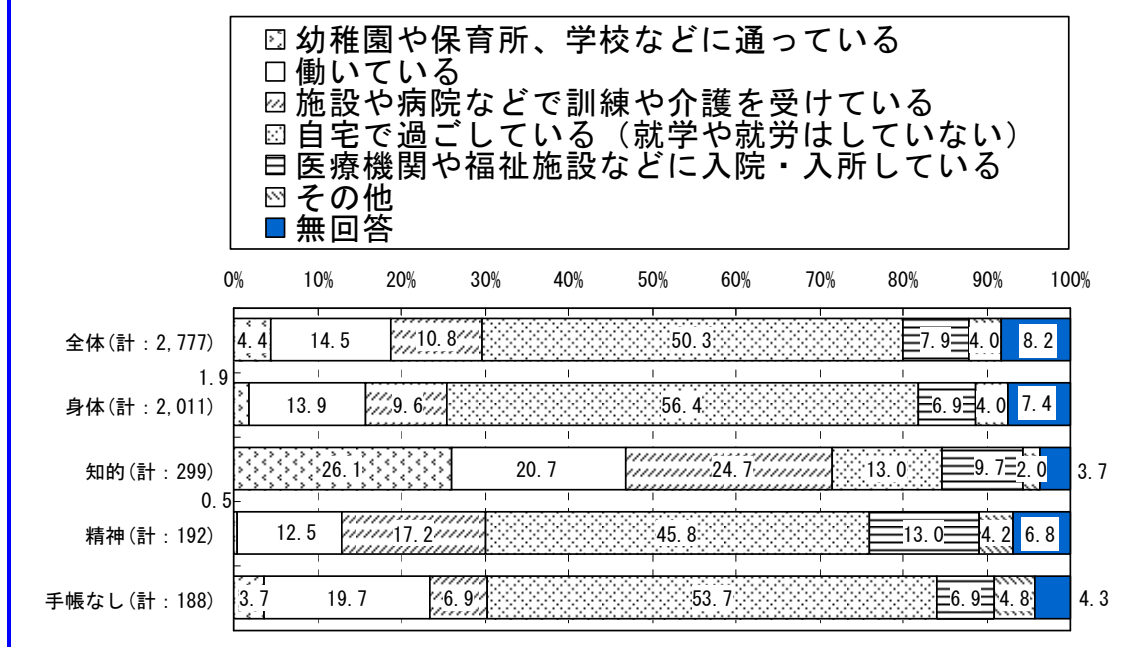
② 調査結果のまとめ

〔1〕 まちづくりについて

● 日中の過ごし方

日中の過ごし方では、身体障害者、精神障害者、手帳未所持者では「自宅で過ごしている」と回答した人が最も多く、身体障害者、手帳未所持者ではともに半数以上を、また、精神障害者でも半数近くを占めています。一方、知的障害者では、調査対象者の年齢が低いこともあり「幼稚園や保育所、学校などに通っている」が26.1%で最も多く、次いで「施設や病院などで訓練や介護を受けている」(24.7%)となっています。

平日の昼間、だいたいどのように過ごしていますか。(単数回答)



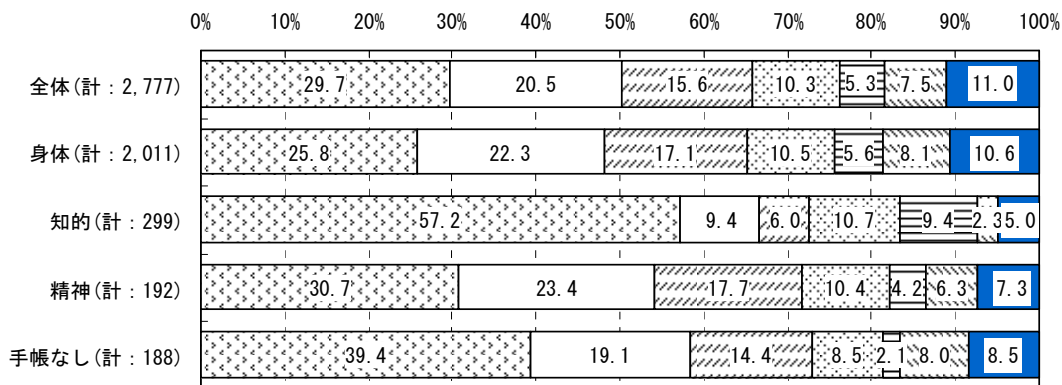
〔2〕 生活環境について

● 外出頻度

外出頻度では、3障害、手帳未所持者いずれも「ほぼ毎日」が最も多く、知的障害者では半数以上を占めています。一方「年に数回」や「外出はしない」などの回答も各障害いずれも1割程度見受けられます。

あなたは日頃どのくらい外出していますか。通勤・通学・通所を含む。(単数回答)

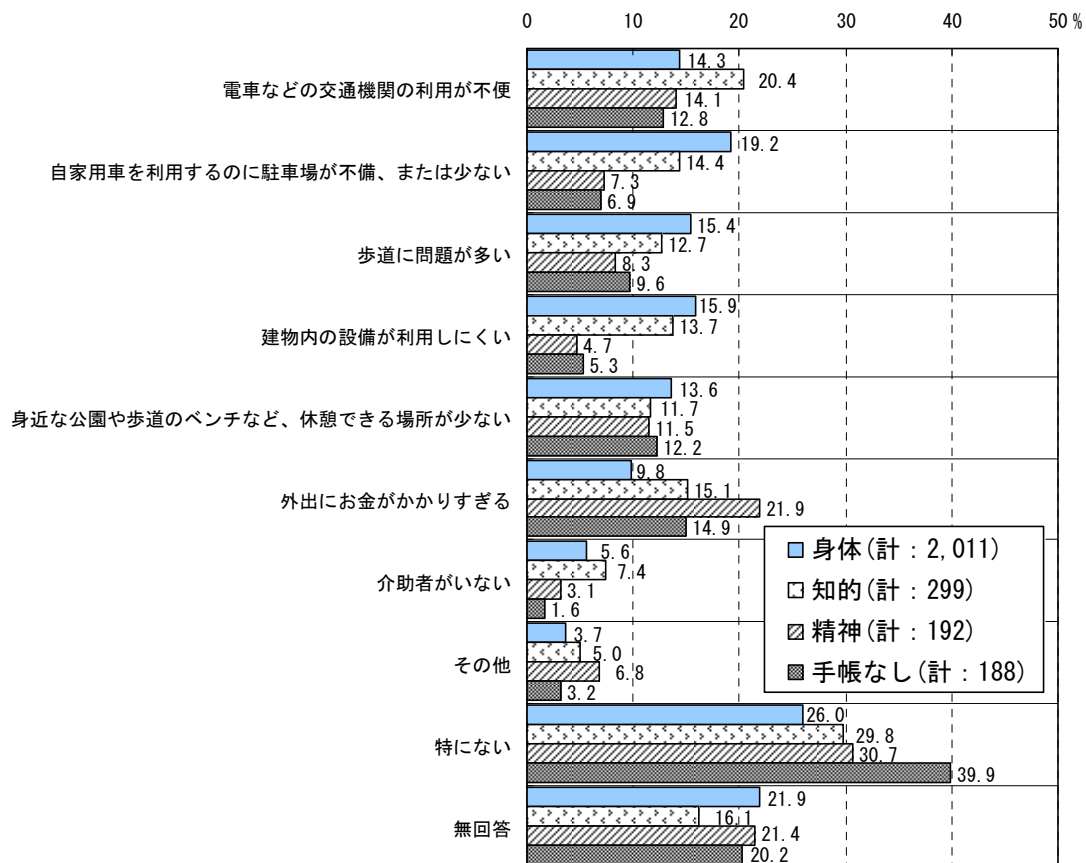
ほぼ毎日 週に3～4回 週に1～2回 月に2～3回
 年に数回 外出はしない 無回答



● 外出時の困難

外出時に困ることでは、身体障害者では「自家用車を利用するのに駐車場が不備、または少ない」、知的障害者では「電車などの交通機関の利用が不便」、精神障害者、手帳未所持者では「外出にお金がかかりすぎる」が最も多くなっています。

外出のとき、不便に感じることや困ることは何ですか。(複数回答)

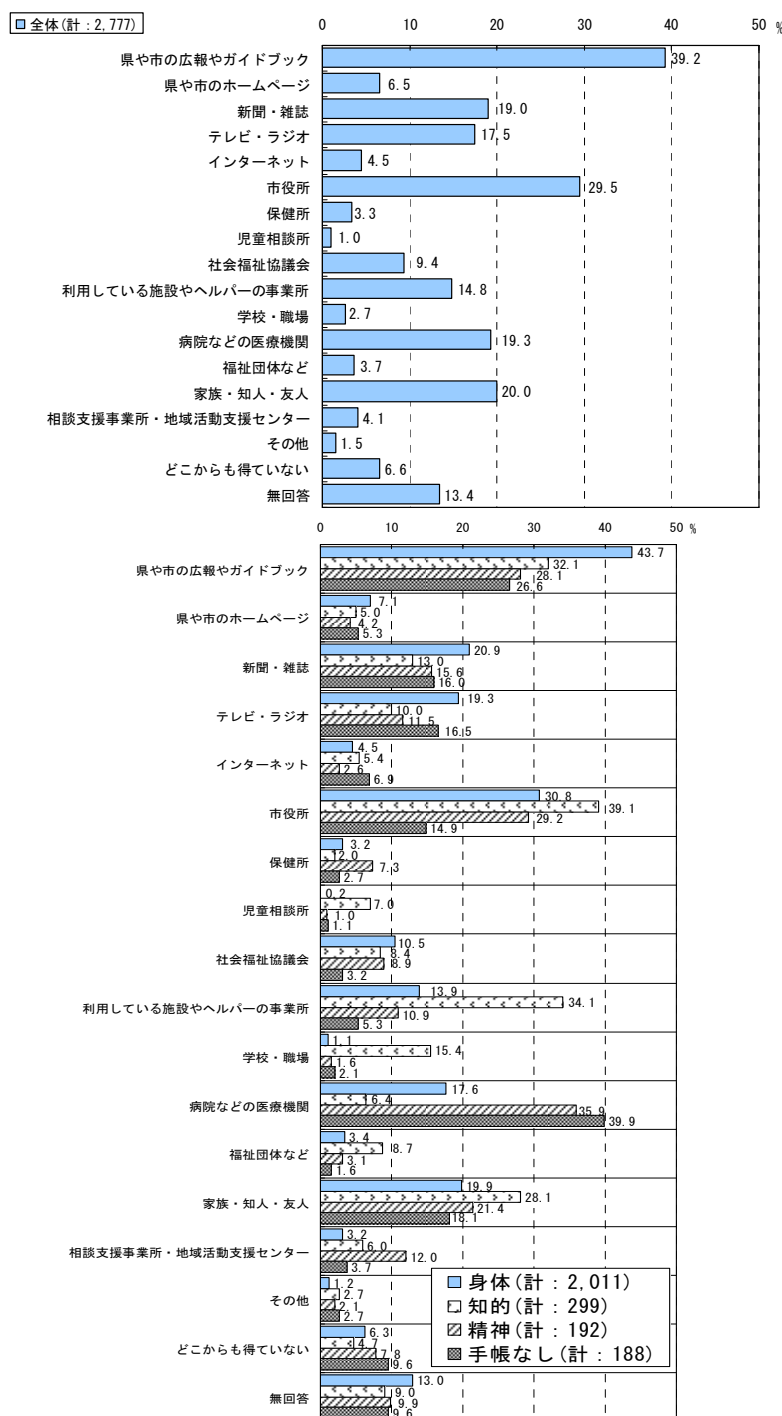


〔3〕障害福祉サービスなどについて

● 福祉に関する情報の入手先

福祉に関する情報などの入手先としては、全体的に「県や市の広報やガイドブック」や「市役所」、「家族・知人・友人」などの割合が高くなっていますが、知的障害者では「市役所」、「利用している施設やヘルパーの事業所」、精神障害者、手帳未所持者では「病院などの医療機関」が多くなっています。

あなたは福祉に関する情報をどこから得ていますか。(複数回答)

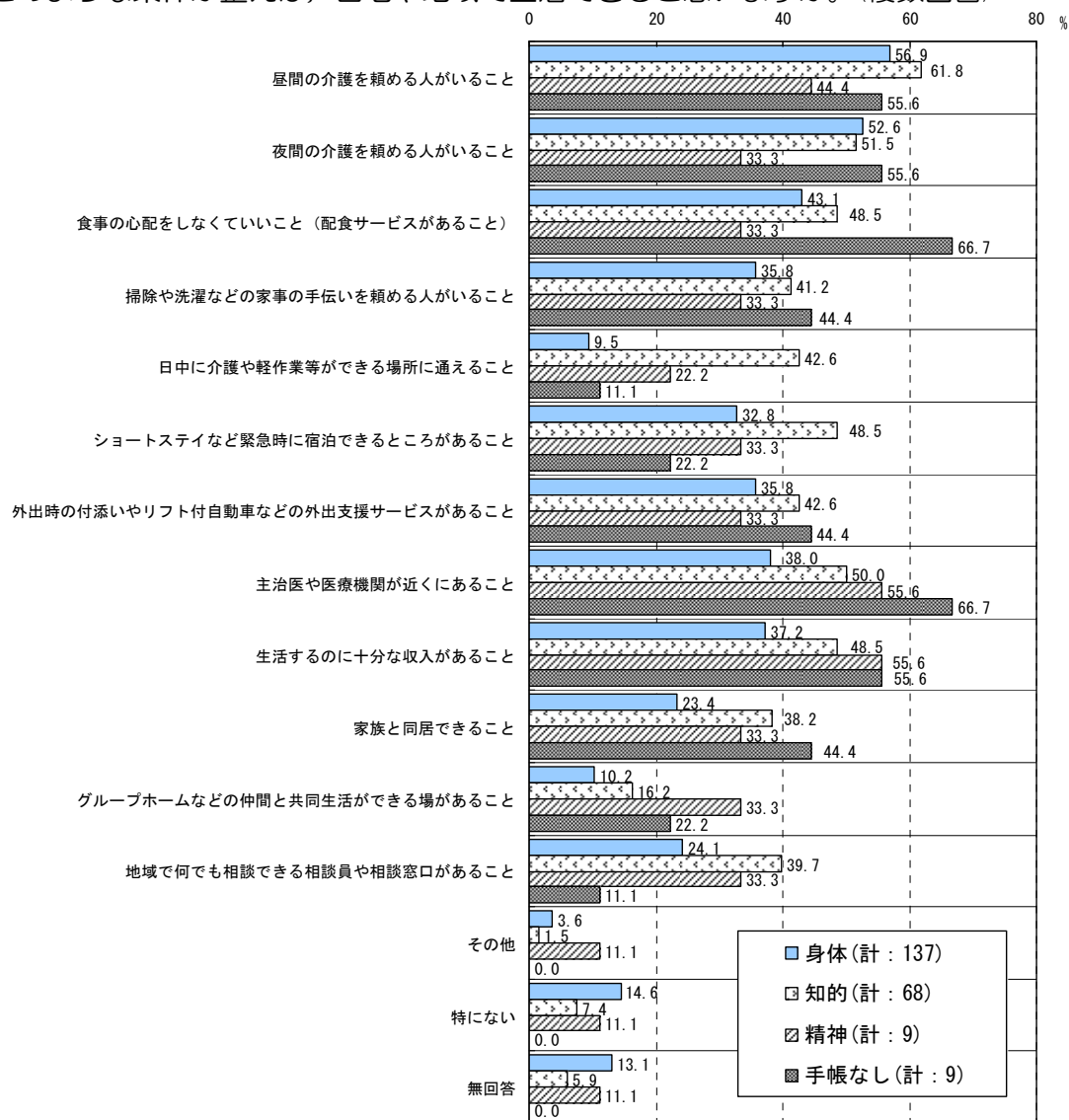


〔４〕 保険・医療の充実について

● 自宅で生活できる条件

施設入所者に、自宅で生活するための条件についてたずねたところ、身体障害者、知的障害者では「昼間の介護を頼める人がいること」、「夜間の介護を頼める人がいること」など、介護に関することをあげる人が多くなっています。また精神障害者では「主治医や医療機関が近くにあること」、「生活するのに十分な収入があること」など医療や経済面をあげている人が多く、手帳未所持者では「食事の心配をしなくていいこと」、「主治医や医療機関が近くにあること」など生活面でのサービスや医療に関することをあげている人が多くなっています。

どのような条件が整えば、自宅や地域で生活できると思いますか。(複数回答)

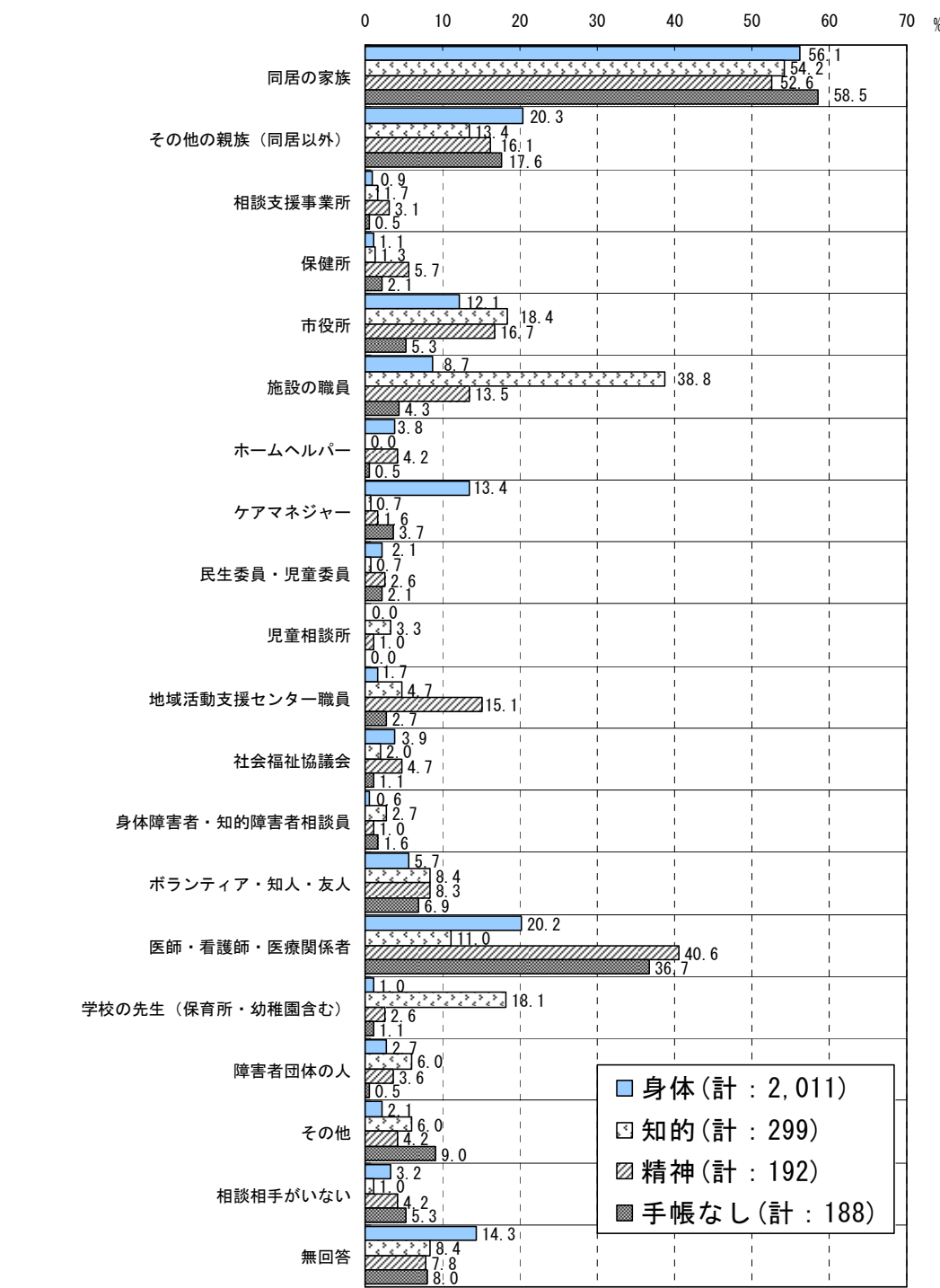


〔5〕障害者教育について

● 相談先

相談先としては、3障害、手帳未所持者ともに「同居の家族」が最も多くなっており、身近な人への相談が多いことを示しています。また、知的障害者では「施設の職員」、精神障害者、手帳未所持者では「医師・看護師・医療関係者」の割合も高くなっています。

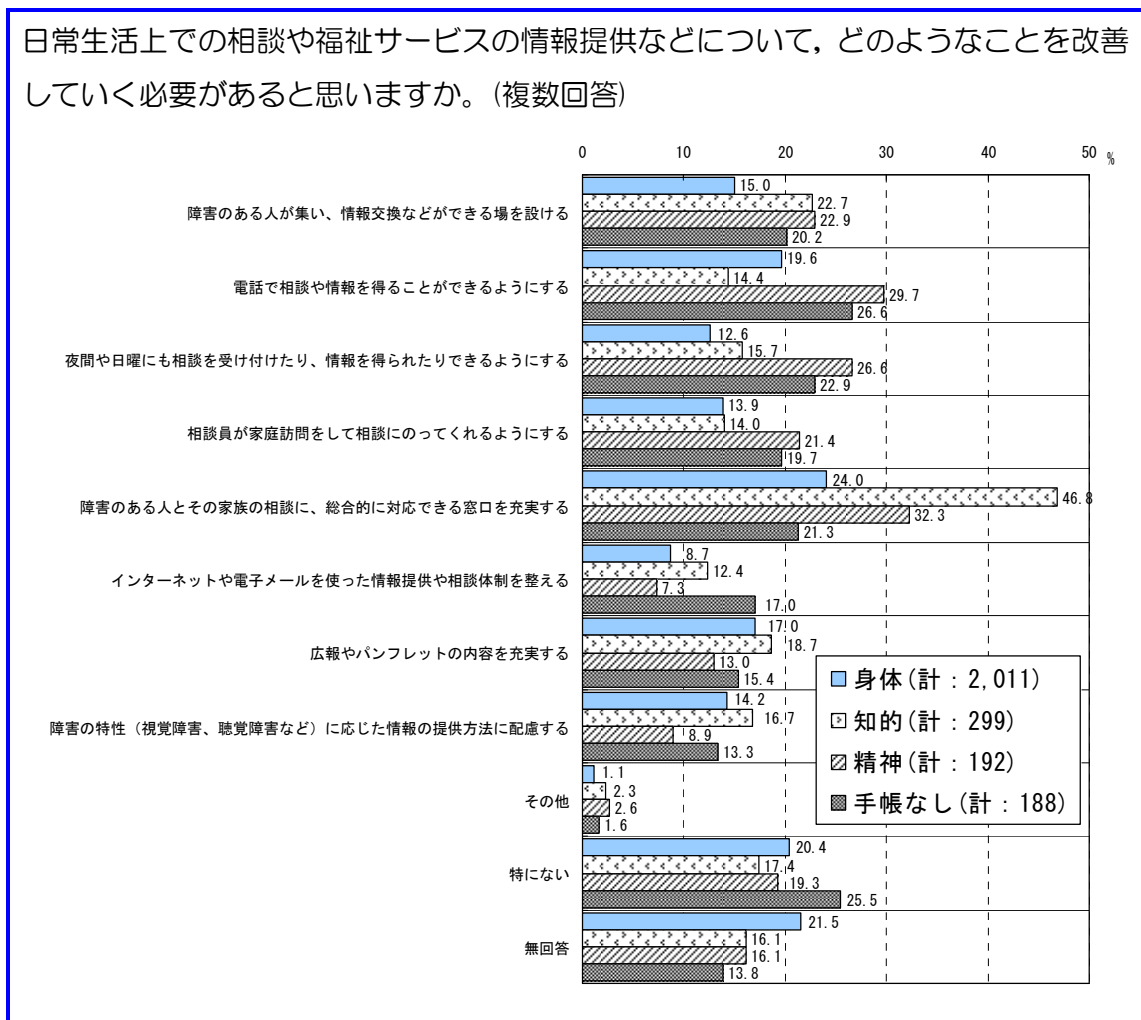
あなたが主に相談にのってもらっている人や機関をお答えください。(複数回答)



● 情報提供で改善すべきこと

情報提供で改善すべきこととしては、3障害ともに「障害のある人とその家族の相談に、総合的に対応できる窓口を充実する」が最も多くなっており、特に知的障害者ではその割合が高く46.8%に達しています。また、精神障害者、手帳未所持者では「電話で相談や情報を得ることができるようにする」が最も多くなっていきます。

日常生活上での相談や福祉サービスの情報提供などについて、どのようなことを改善していく必要があると思いますか。(複数回答)

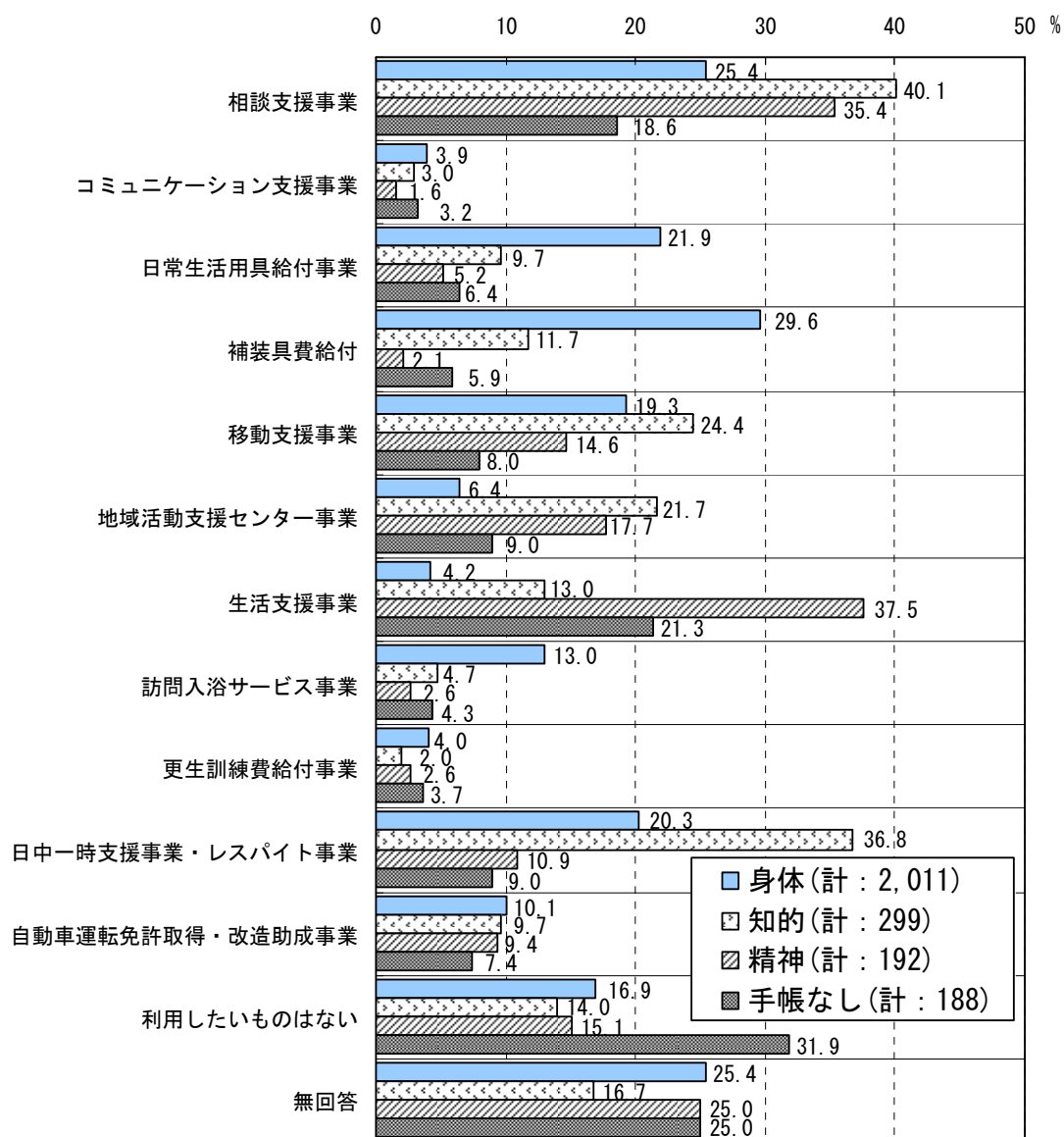


● 今後利用したいサービス

市が実施しているサービスで今後利用したいものは、身体障害者では「補装具費給付」や「相談支援事業」、知的障害者では「相談支援事業」や「日中一時支援事業・レスパイト事業」、精神障害者、手帳未所持者では「生活支援事業」、「相談支援事業」などがそれぞれ上位にあげられています。

障害者自立支援法にもとづく次のサービスのうち、今後利用したいと思うものを選んでください。現在利用していて、続けて利用したい場合にも選んでください。

(複数回答)

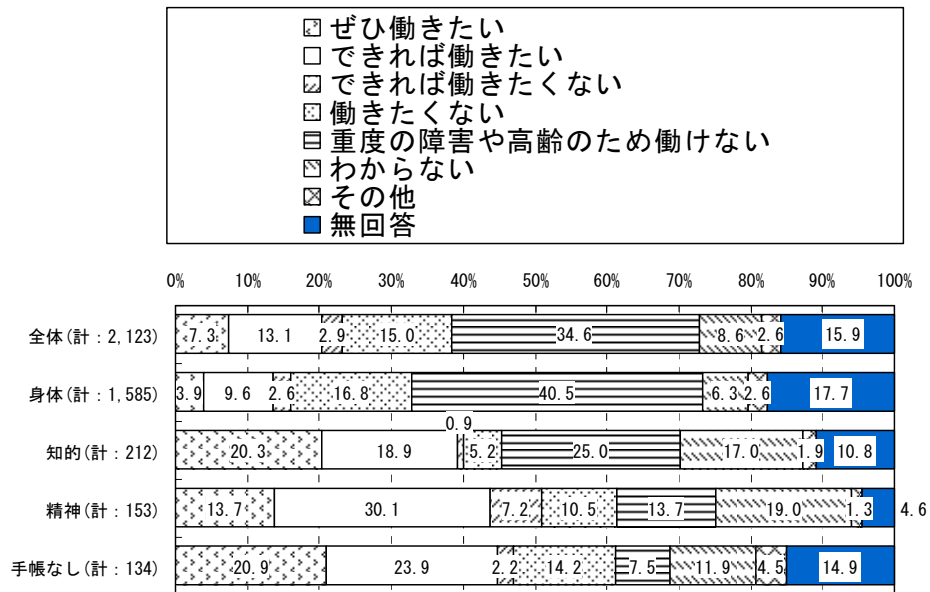


〔6〕雇用や就労について

● 就労希望

現在働いていない人の就労希望は、身体障害者では「重度の障害や高齢のため働けない」が40.5%で最も多く就労を希望している人は少なくなっていますが、知的障害者、精神障害者、手帳未所持者では「ぜひ働きたい」や「できれば働きたい」などの就労を希望する人の割合が、それぞれ39.2%、43.8%、44.8%と比較的高くなっています。

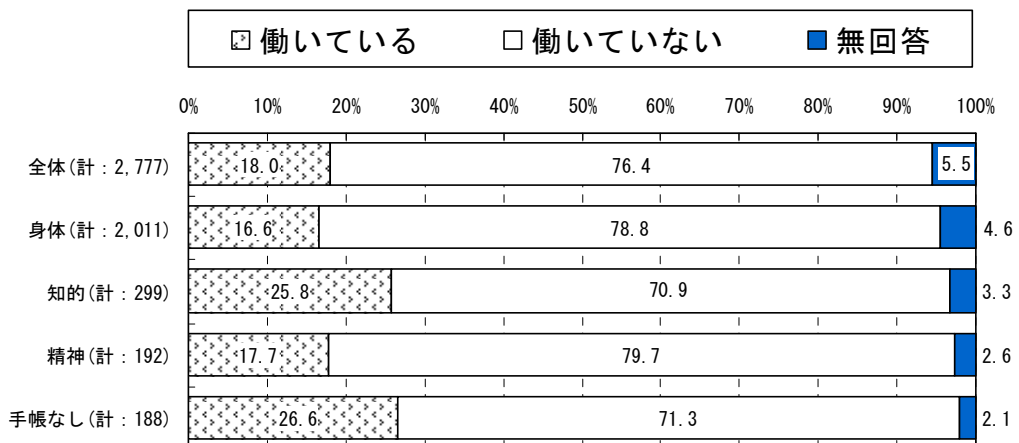
これから働きたいと思いますか。(単数回答)



● 就業状況

就業状況では、身体障害者で16.6%、知的障害者で25.8%、精神障害者で17.7%、手帳未所持者で26.6%が「働いている」と回答しています。

あなたは今働いていますか。(単数回答)

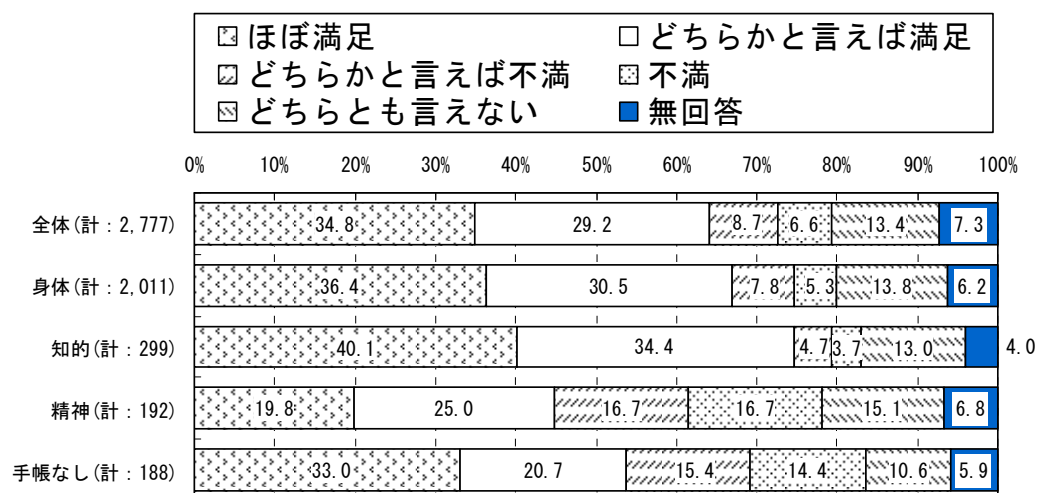


〔7〕生活や日中活動について

● 日中活動の満足度

日中活動の満足度は、身体障害者、知的障害者、手帳未所持者いずれも「ほぼ満足」と「どちらかと言えば満足」を合わせた割合が過半数を超えていて、特に知的障害者は74.5%と高くなっています。しかし精神障害者では44.8%と低くなっています。

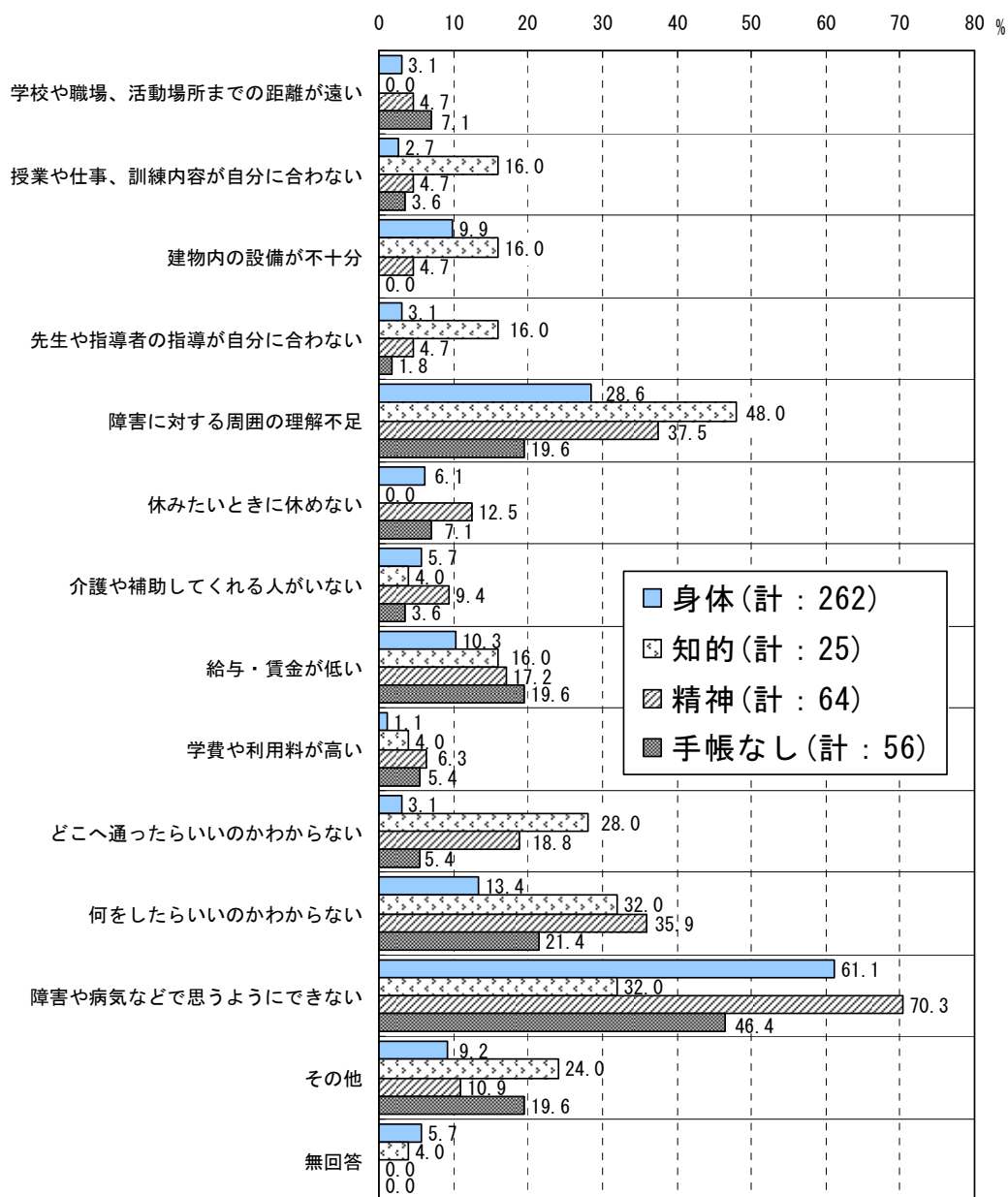
あなたは現在の昼間の活動に満足していますか。(単数回答)



● 日中活動に不満な理由

日中活動に不満があると回答した人にその理由をたずねたところ、身体障害者、精神障害者、手帳未所持者では「障害や病気などで思うようにできない」が最も多く、特に精神障害者では70.3%と飛びぬけて高い割合となっています。一方、知的障害者では「障害に対する周囲の理解不足」が最も多く48.0%と半数近くの人があげています。

どちらかと言えば不満がある」または「不満がある」と答えた方におたずねします。どういった点が不満ですか。(複数回答)



(2) 市民向けアンケート調査, 医療・福祉関係者向けアンケート調査, 事業者向けアンケート調査

① 調査概要

〔1〕 調査目的

本市在住の市民の方々, 市内の医療・福祉関係者の方々, 市内の事業者の方々の障害者に対する意識等を把握するためにアンケート調査を実施し, 平成22年度を初年度とする土浦市障害者計画を策定するための基礎資料とすることを目的としています。

〔2〕 調査対象者

対象者	配布数	備考
市民	1,496人	20歳以上の市民から無作為抽出
医療・福祉関係者	282人	市内の医療機関, 施設等
事業者	202人	市内の事業者等
合計	1,980人	

〔3〕 調査票

対象者	調査票	設問数
市民	市民向けアンケート調査票	計26問
医療・福祉関係者	医療・福祉関係者向けアンケート調査票	計15問
事業者	事業者向けアンケート調査票	計12問

〔4〕 調査方法

郵送法（郵送による調査票の配布・回収）

〔5〕 調査基準日

平成21年6月1日

〔6〕 調査期間

平成21年6月23日から平成21年7月13日まで

〔7〕 回収結果

対象者	配布数	回収数	回収率
市民	1,496人	586人	39.1%
医療・福祉関係者	282人	171人	60.6%
事業者	202人	123人	60.9%
合計	1,980人	880人	44.4%

〔8〕 分析・表示

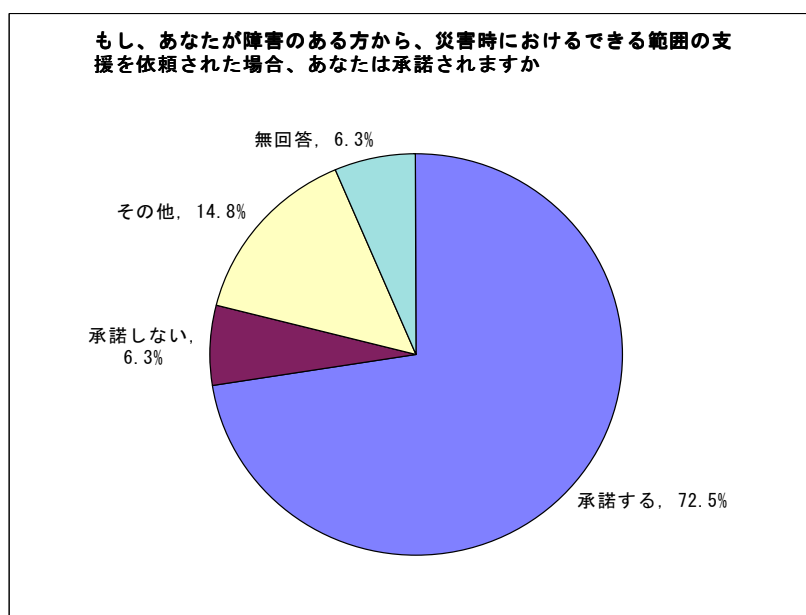
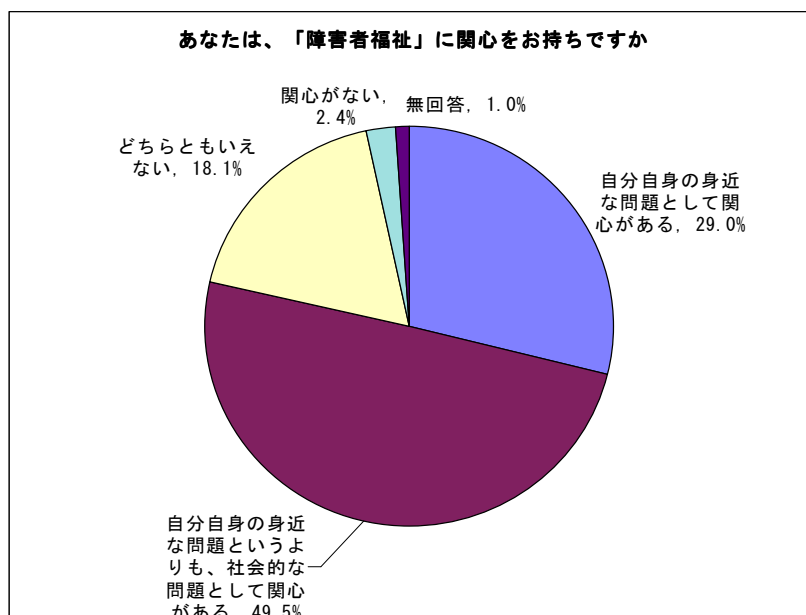
- ア. 比率については小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率計が100%とならないこともあります。
- イ. 複数回答の項目については、原則として、その項目に対して有効な回答数を基数として比率算出を行っているため、比率計は100%を超えています。
- ウ. 文章やグラフにおいて、設問や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。
- エ. 図表中の「無回答」は、回答が記入されていない又は判別が著しく困難なものです。
- オ. 文末の（市民）は市民向けアンケート調査、（関係者）は医療・福祉関係者向けアンケート調査、（事業者）は事業者向けアンケート調査からの分析であることを示します。

② 調査結果のまとめ

〔1〕まちづくりについて

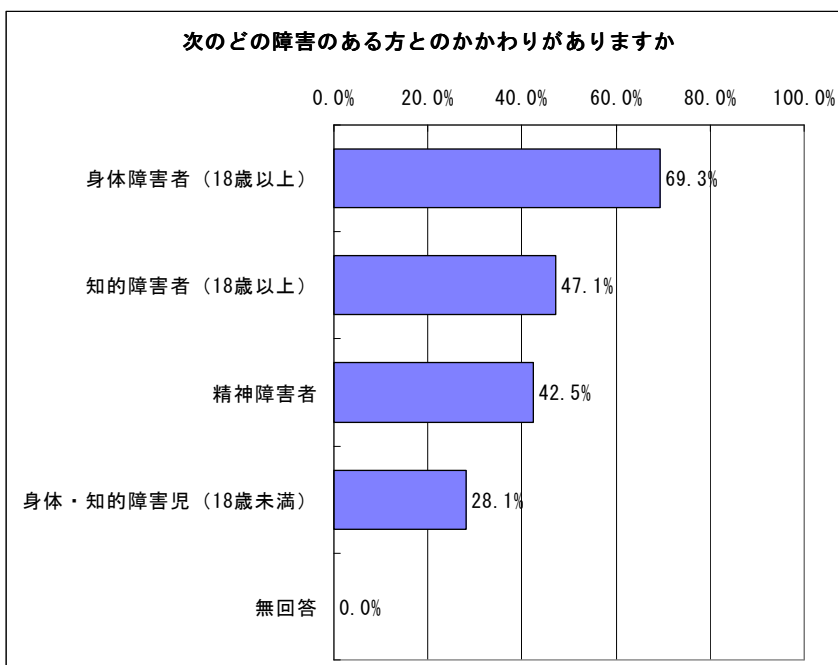
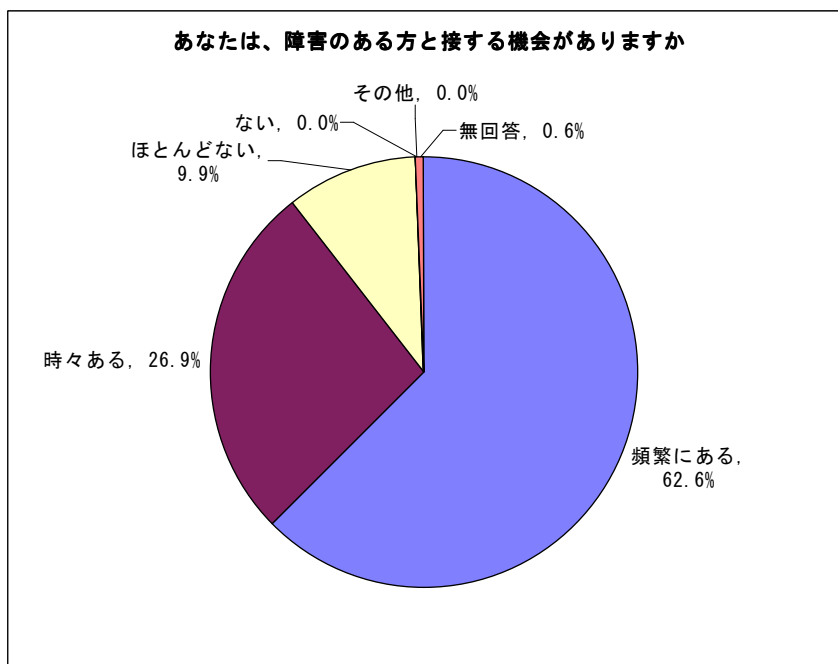
市民は、障害者福祉を社会的な問題、自分自身の身近な問題として捉え、災害時の障害者からの依頼について7割強が理解を示しています。

- 市民は、「障害者福祉」について、「社会的な問題として関心がある」が約5割を占め、「自分自身の身近な問題として関心がある」が約3割、「どちらともいえない」が約2割弱と、社会的な問題及び自分自身の身近な問題を加えると約8割に達しており、関心の高さがうかがえます。（市民）
- 災害時の障害者からの依頼については、「承諾する」が72.5%と7割を超え、理解の深さが読み取れます。



障害のある方と接する機会は「時々ある」も含めると約9割にのぼっています。

- 障害のある方と接する機会は「頻繁にある」が62.6%，次いで「時々ある」26.9%となっています。（関係者）
- 種別は、「身体障害者（18歳以上）」が69.3%と最も多く，次いで「知的障害者（18歳以上）」47.1%，「精神障害者」42.5%となっています。（関係者）



障害者の自立と社会参加を支援し、ノーマライゼーションの実現を目指していくためには、社会基盤づくりが重要ですが、市の障害者施策については周知活動が不足していることが伺えます。今後も、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きる安心のまちづくりのためには、住民への啓発活動等が課題となっています。

共通質問のまとめ

■ 「ノーマライゼーション」という考え方について

「ノーマライゼーション」という考え方について、市民は「知らない」が半数を超え、関係者は「知っている」が71.9%、事業者は「知らない」が39%、「聞いたことがある」が35%と、立場により大きく変わっています。

■ 「障害者の日」について

「障害者の日」については、「知らない」が市民は74.2%、関係者は40.9%、事業者は66.7%となっている一方、「知っている」は市民と事業者が1割以下、関係者は25.1%と低い周知率にとどまっています。

■ 「障害者専用駐車場」について

「障害者専用駐車場」については、市民・関係者・事業者とも「知っている」が9割前後と周知が進んでいることがうかがえます。

■ 「つちうら障害者プラン」「土浦市障害福祉計画（第2期）」、「防災の手引き」について

市民は約8割、関係者は約6割、事業者は約8割と「知らない」が多く、市民以外の関係者・事業者にも馴染みのないことから、今後も周知が必要となっています。

■ 障害者との交流について

「障害のある方を含めた市民の交流や理解を深めるための行事」について、「知らない」が市民と事業者が約5割、関係者が約3割となっています。また、「知っているが参加したことはない」が、市民で36.5%、関係者で48%、事業者で41.5%と、知っていても参加していないという結果も出ており、周知と参加のきっかけが必要となっています。

【共通質問の集計結果】

■ あなたは、「ノーマライゼーション」という考え方について知っていますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 知っている	94	16.0%	123	71.9%	30	24.4%
2 聞いたことはある	172	29.4%	31	18.1%	43	35.0%
3 知らない	310	52.9%	16	9.4%	48	39.0%
4 無回答	10	1.7%	1	0.6%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

■ あなたは、「障害者の日」について知っていますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 知っている	37	6.3%	43	25.1%	11	8.9%
2 聞いたことはある	102	17.4%	57	33.3%	28	22.8%
3 知らない	435	74.2%	70	40.9%	82	66.7%
4 無回答	12	2.0%	1	0.6%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

■ あなたは、「障害者専用駐車場」について知っていますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 知っている	527	89.9%	165	96.5%	111	90.2%
2 聞いたことはある	26	4.4%	4	2.3%	8	6.5%
3 知らない	25	4.3%	1	0.6%	2	1.6%
4 無回答	8	1.4%	1	0.6%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

■ 本市では、「つちうら障害者プラン」を平成17年3月に策定しました。あなたは、この計画を知っていますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 知っている	35	6.0%	32	18.7%	4	3.3%
2 聞いたことはある	67	11.4%	40	23.4%	24	19.5%
3 知らない	477	81.4%	98	57.3%	93	75.6%
4 無回答	7	1.2%	1	0.6%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

■ 本市では、「土浦市障害福祉計画（第2期）」を平成21年3月に策定しました。あなたは、この計画を知っていますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 知っている	19	3.2%	28	16.4%	4	3.3%
2 聞いたことはある	64	10.9%	35	20.5%	19	15.4%
3 知らない	484	82.6%	106	62.0%	98	79.7%
4 無回答	19	3.2%	2	1.2%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

■ 本市では、障害者向け防災マニュアル「防災の手引き」を平成21年3月に作成しました。あなたは、このマニュアルを知っていますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 知っている	36	6.1%	38	22.2%	4	3.3%
2 聞いたことはある	55	9.4%	25	14.6%	13	10.6%
3 知らない	473	80.7%	105	61.4%	104	84.6%
4 無回答	22	3.8%	3	1.8%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

■ 本市では、障害のある方を含めた市民の交流や理解を深めるため、さまざまな行事を催しています。あなたはそのような行事をご存じですか。また、参加や観覧したことがありますか。

	市民		関係者		事業者	
	回答数	構成比	回答数	構成比	回答数	構成比
1 参加・観覧したことがある	47	8.0%	38	22.2%	9	7.3%
2 知っているが、参加したことはない	214	36.5%	82	48.0%	51	41.5%
3 知らない	304	51.9%	51	29.8%	61	49.6%
4 無回答	21	3.6%	0	0.0%	2	1.6%
計	586	100.0%	171	100.0%	123	100.0%

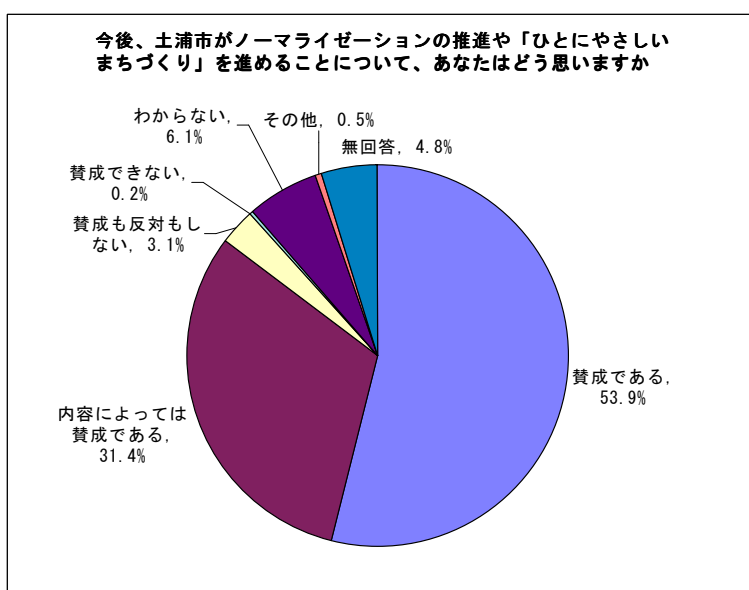
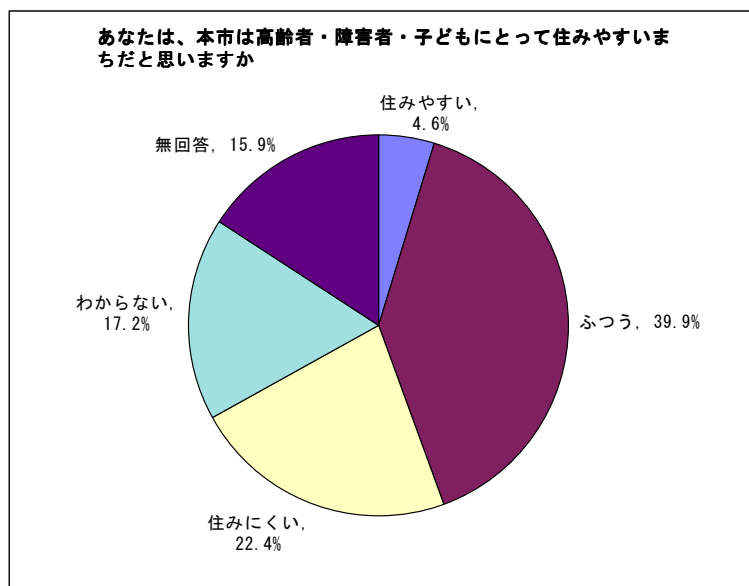
〔2〕生活環境について

障害者にとって本市は「住みやすい」より「住みにくい」が高くなっています。

- 高齢者・障害者・子どもにとって本市は「住みやすいまちだと思うか」の設問に、「ふつう」が約40%を占めますが、「住みにくい」(22.4%)が「住みやすい」(4.6%)を大きく上回っています。(市民)

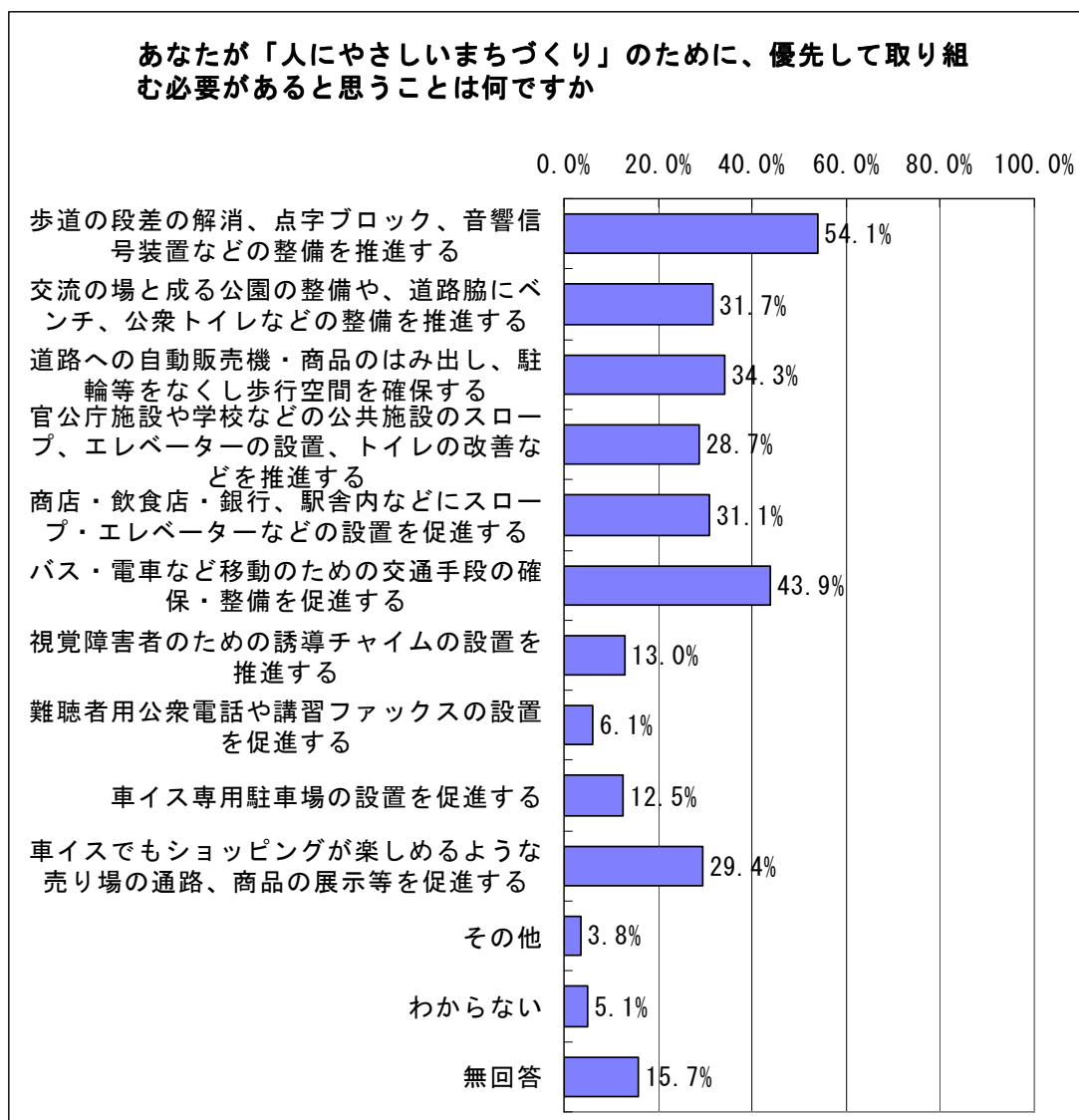
人にやさしいまちづくり等の推進に、半数が賛成と理解が深くなっています。

- 本市がノーマライゼーションの推進や「ひとにやさしいまちづくり」を進めることについては、「賛成である」が53.9%と半数を超え、次いで「内容によっては賛成」が31.4%と理解が深くなっています。(市民)



歩道の段差解消等のバリアフリー化、移動交通手段の確保や整備を優先して取り組むべきと考えています。

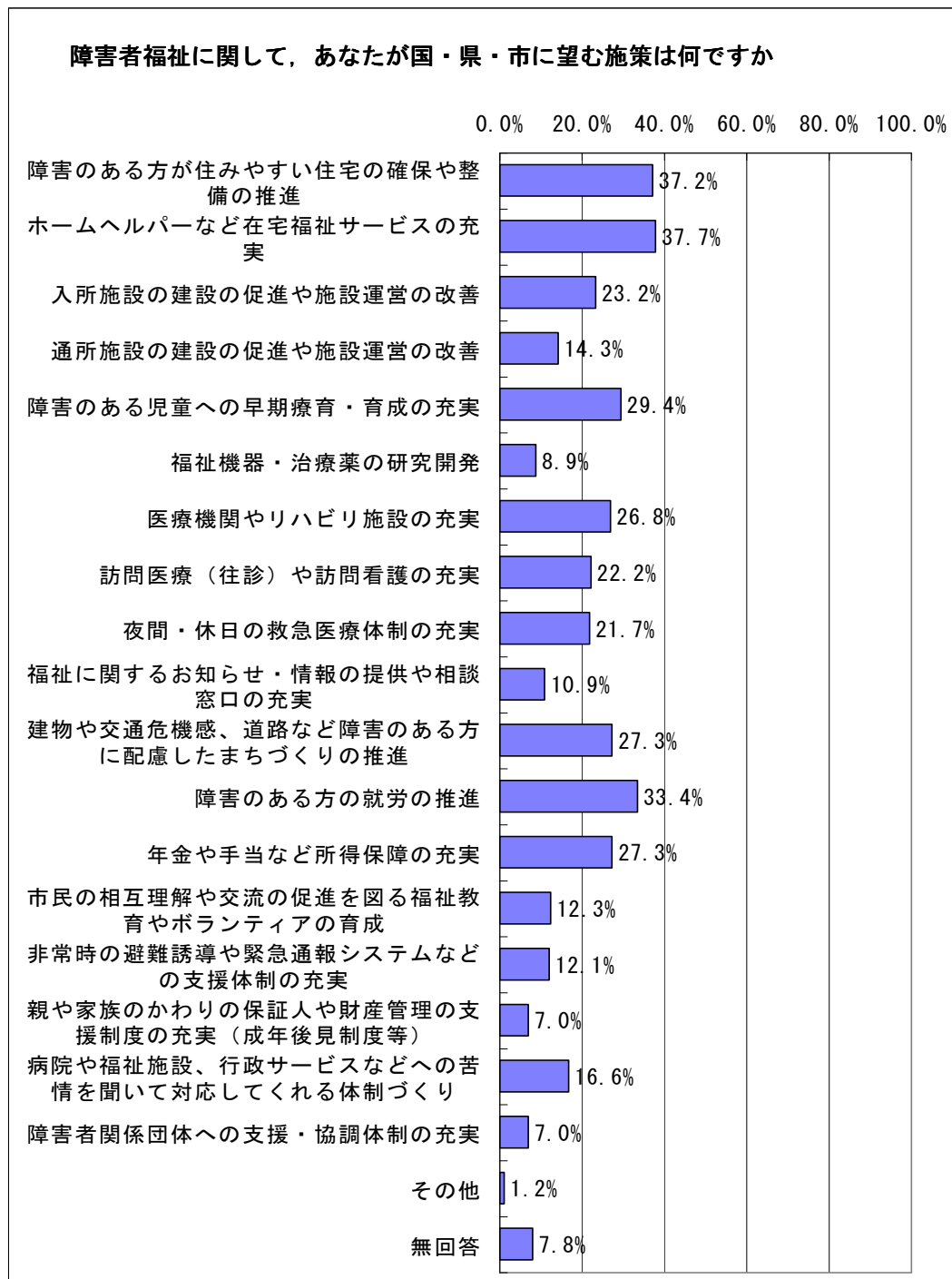
- 「優先して取り組む必要があると思うこと」については、「歩道の段差の解消、点字ブロック、音響信号装置などの整備を推進する」が54.1%と最も多く、歩道の段差解消等のバリアフリー化を優先して取り組むべきと半数以上の人と考えており、次いで「バス・電車など移動のための交通手段の確保・整備を促進する」が43.9%となっています。(市民)



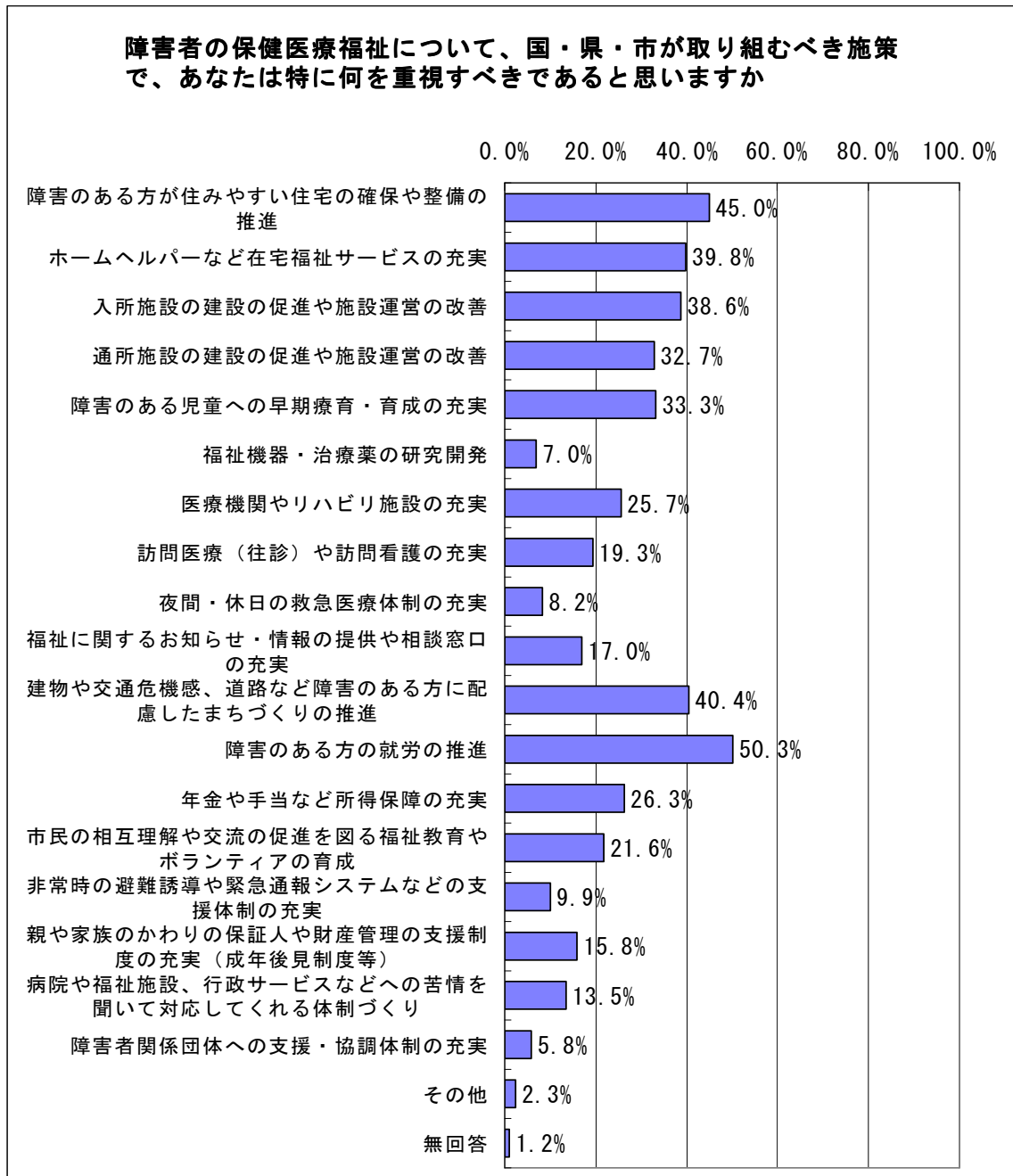
〔3〕障害福祉サービスなどについて

障害者福祉に関して、行政に望むことは多岐にわたっています。

- 障害者福祉に望む施策については、「ホームヘルパーなど在宅福祉サービスの充実」が37.7%、次いで「障害のある方が住みやすい住宅の確保や整備の推進」37.2%、「障害のある方の就労の推進」33.4%と多岐にわたっています。（市民）



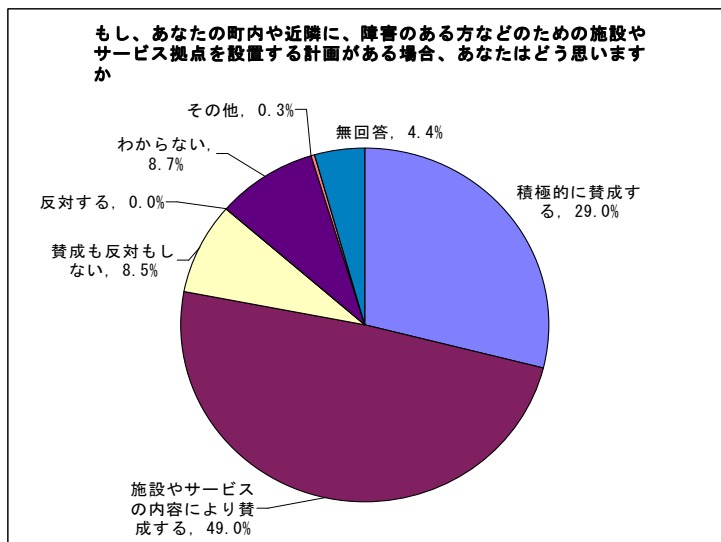
- 医療・福祉関係者は、国・県・市が取り組むべき障害者施策において、特に重視すべきことについては、「障害のある方の就労の推進」が50.3%、次いで「障害のある方が住みやすい住宅の確保や整備の推進」が45%と高くなっており、就労・住宅の確保に対する行政の支援が重要と考えています。（関係者）



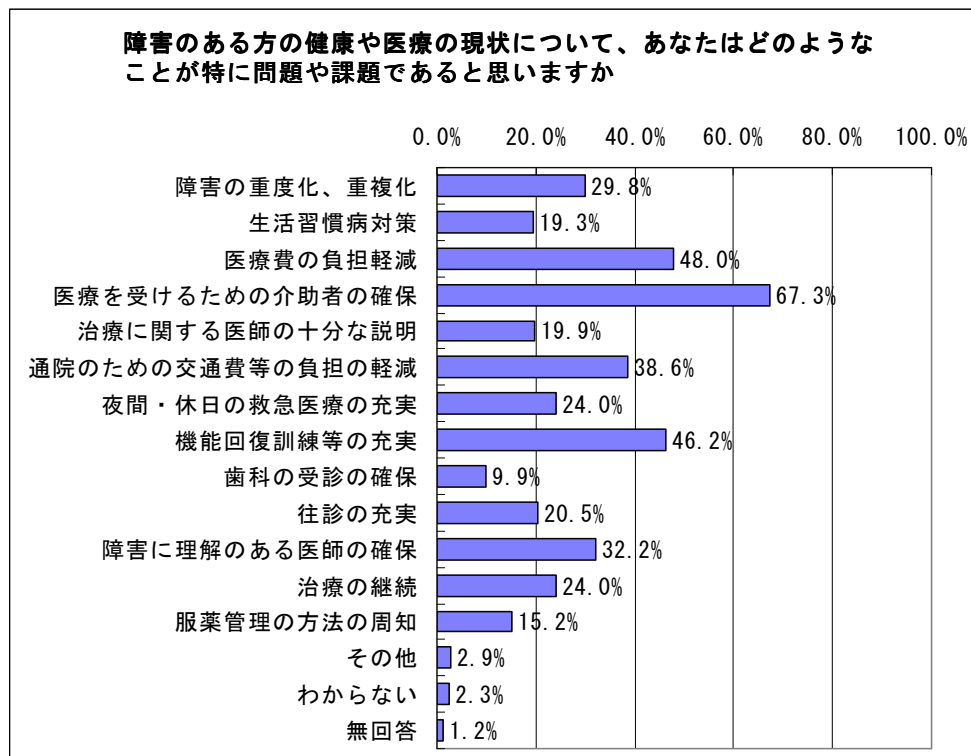
〔4〕 保険・医療の充実について

障害者関連施設の設置についての理解が深くなっています。

- 障害のある方などのための施設やサービス拠点を設置する計画については、「施設やサービスの内容により賛成する」が49%と半数近く、次いで「積極的に賛成する」が29%となっています。（市民）



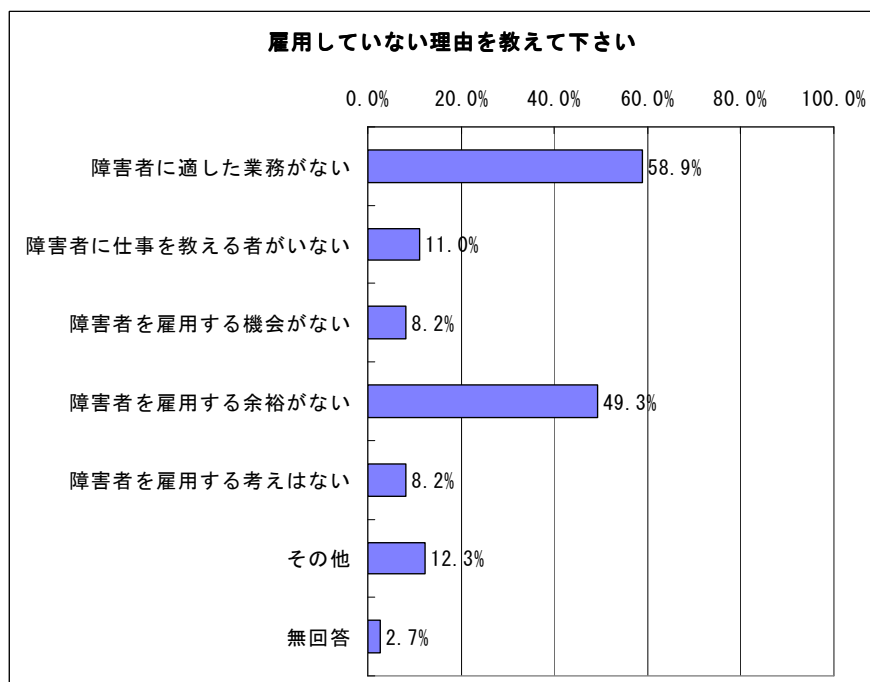
- 障害のある方の健康や医療の現状についての問題・課題は、「医療を受けるための介護者の確保」が67.3%、「医療費の負担軽減」が48%、「機能回復訓練等の充実」が46.2%となっています。（関係者）



〔5〕 障害者教育について

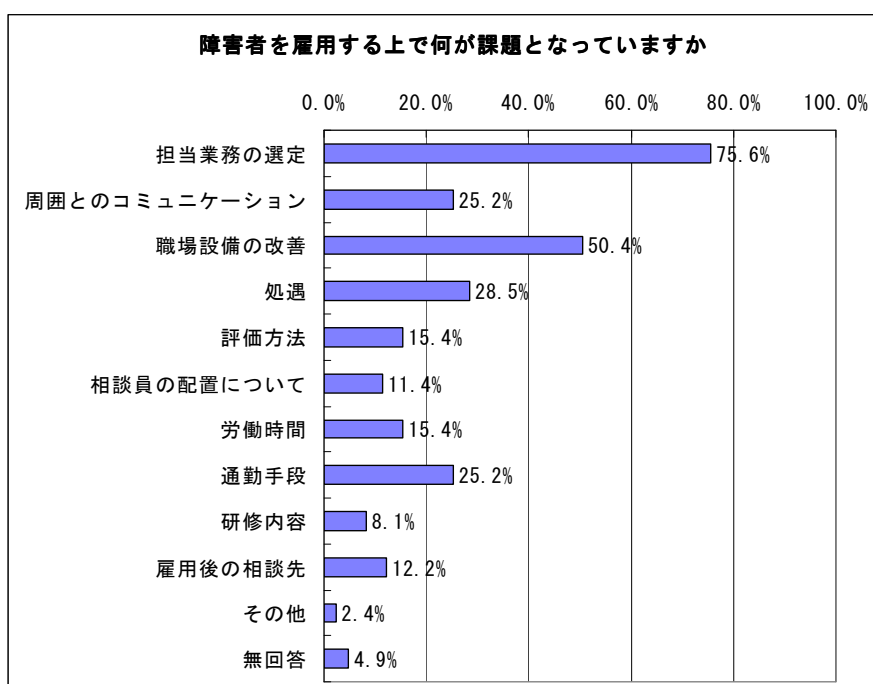
障害者を雇用していない事業者においては、障害者に適した業務がない事などが障害者を雇用する上で課題となっています。

- 障害者を雇用していない理由は、「障害者に適した業務がない」が58.9%と半数を超え、次いで「障害者を雇用する余裕がない」が49.3%となっています。



障害者を雇用する上で、業務内容が雇用する側の課題となっています。

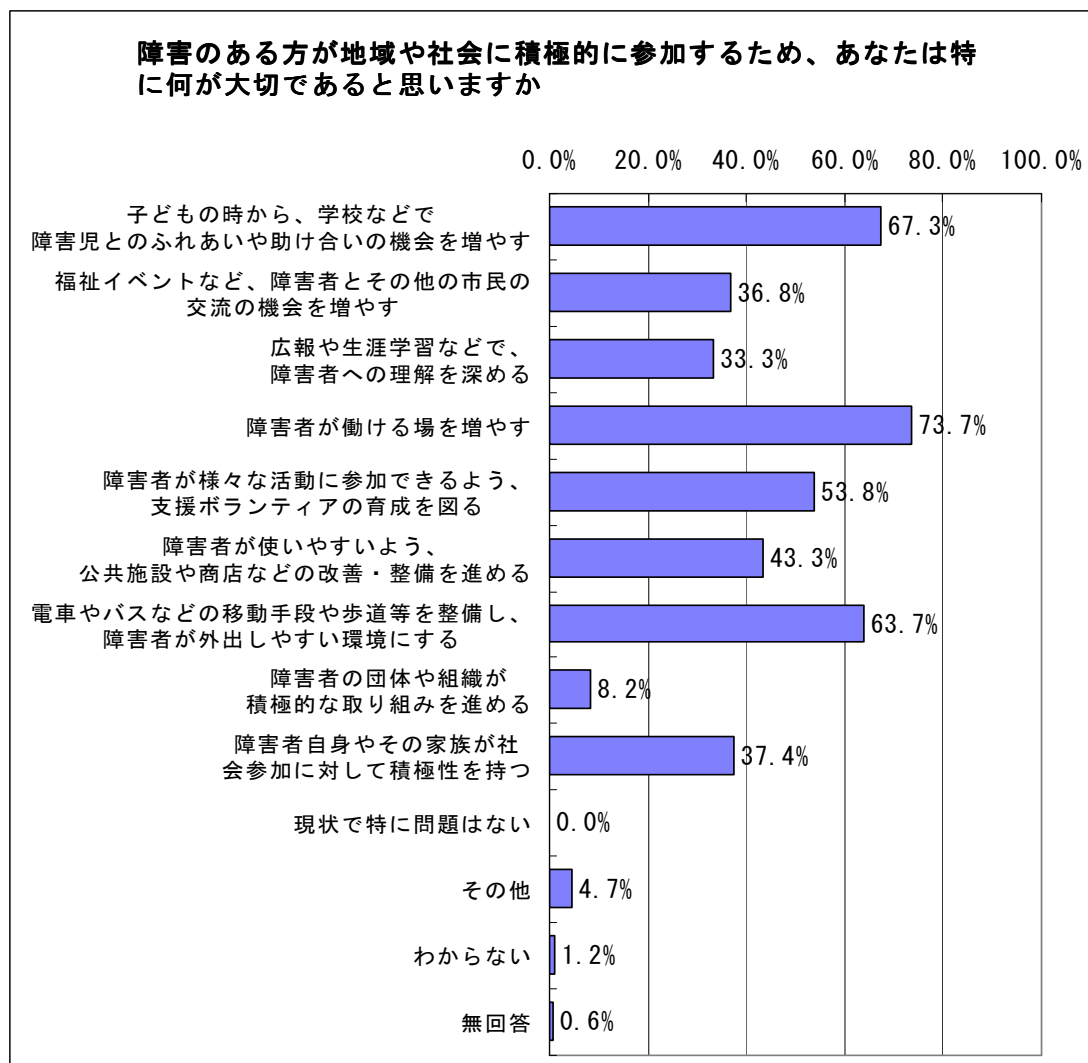
- 障害者を雇用する上での課題については、「担当業務の選定」が75.6%と最も多く、次いで「職場設備の改善」50.4%となっています。



〔6〕雇用や就労について

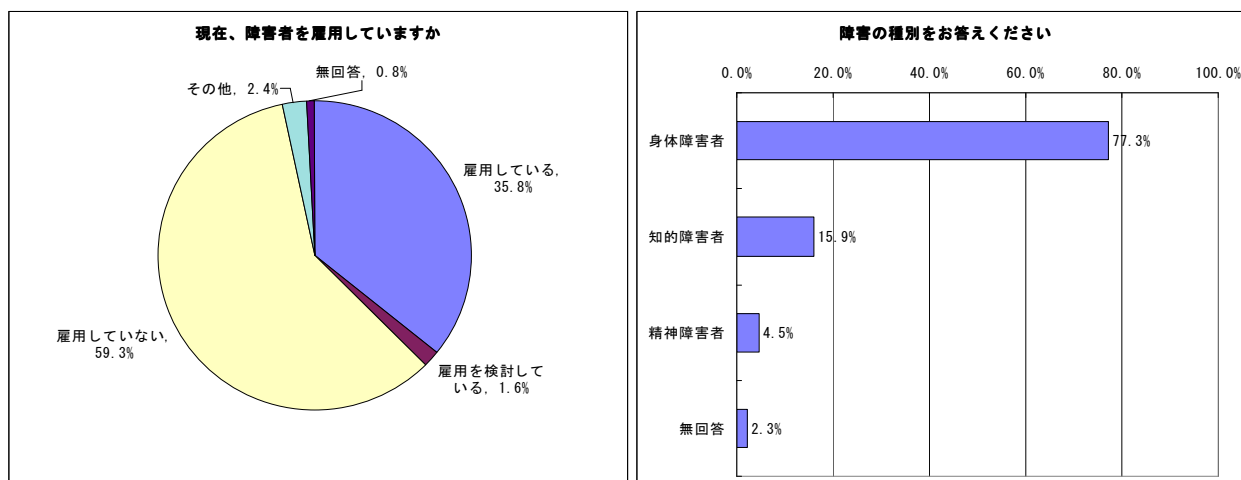
障害のある方の地域や社会への参加に理解が高く、就労・住宅の確保に行政の支援が必要となっています。

- 地域や社会に積極的に参加するために大切なことは、「障害者が働ける場を増やす」が73.7%と多く、次いで「子どもの時から、学校などで障害児とのふれあいや助け合いの機会を増やす」が67.3%、「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障害者が外出しやすい環境にする」が63.7%となっています。（関係者）

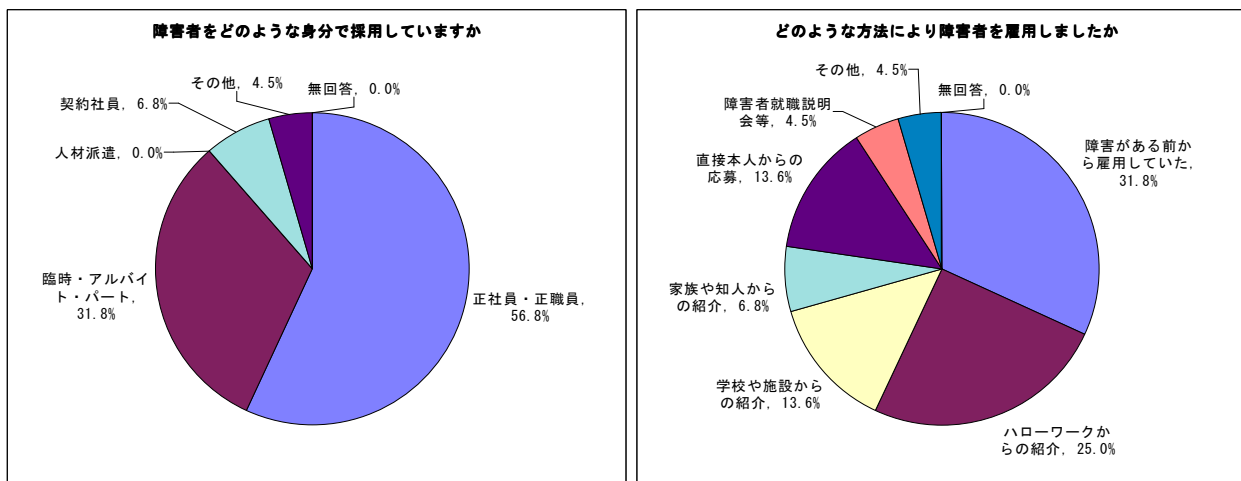


障害者を雇用しているのは、事業者中35.8%で、業務は一般事務や製造が多く、正社員・正職員が半数以上を占めています。

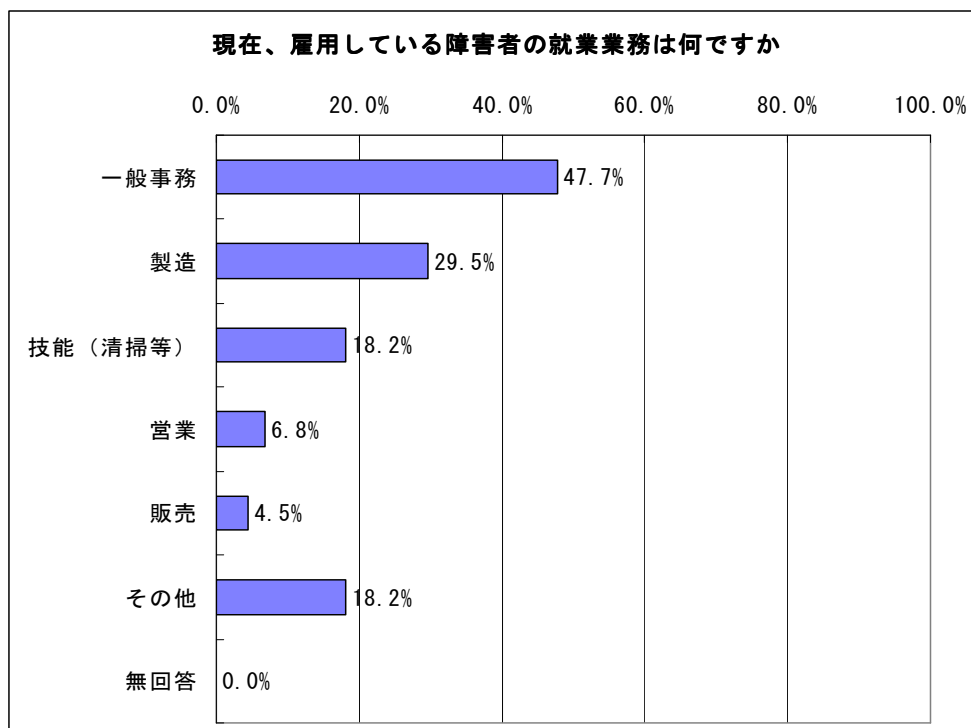
- 障害者の雇用については、「雇用していない」が59.3%で、「雇用している」は35.8%となっています。雇用している障害者は、「身体障害者」が77.3%と8割近くに上り、「知的障害者」が15.9%、「精神障害者」が4.5%の順となっています。（事業者）



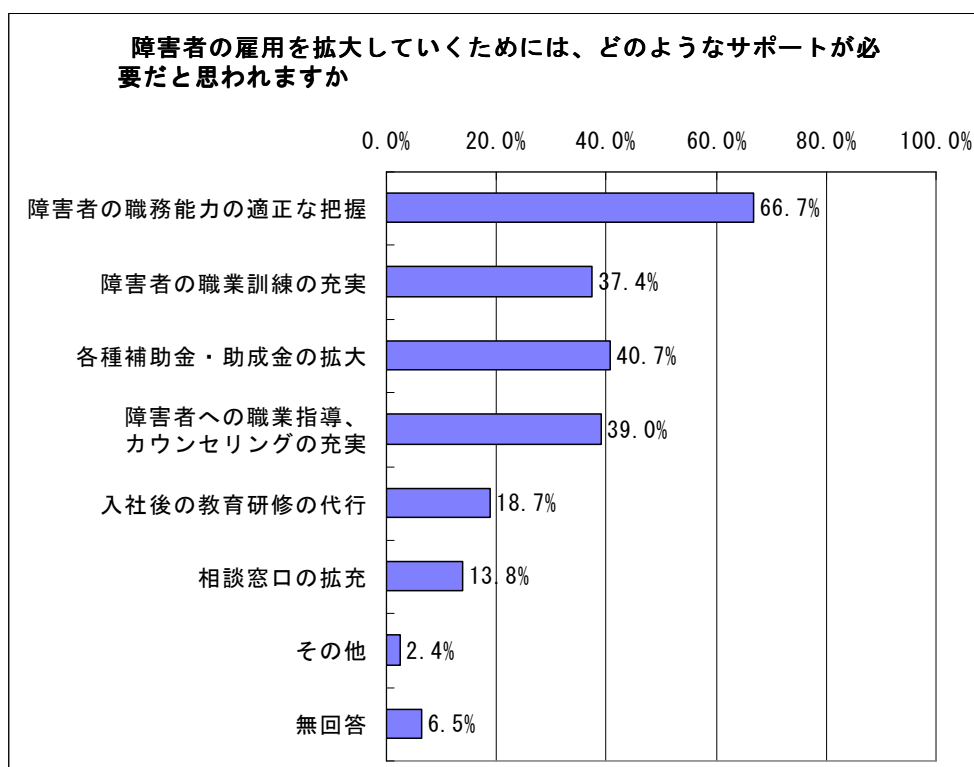
- 「正社員・正職員」が56.8%、次いで「臨時・アルバイト・パート」が31.8%です。雇用方法は「障害がある前から雇用していた」が31.8%で、次いで「ハローワークからの紹介」が25%となっています。（事業者）



- 障害者の就業業務は、「一般事務」が47.7%と半数近く、次いで「製造」が29.5%を占めています。（事業者）

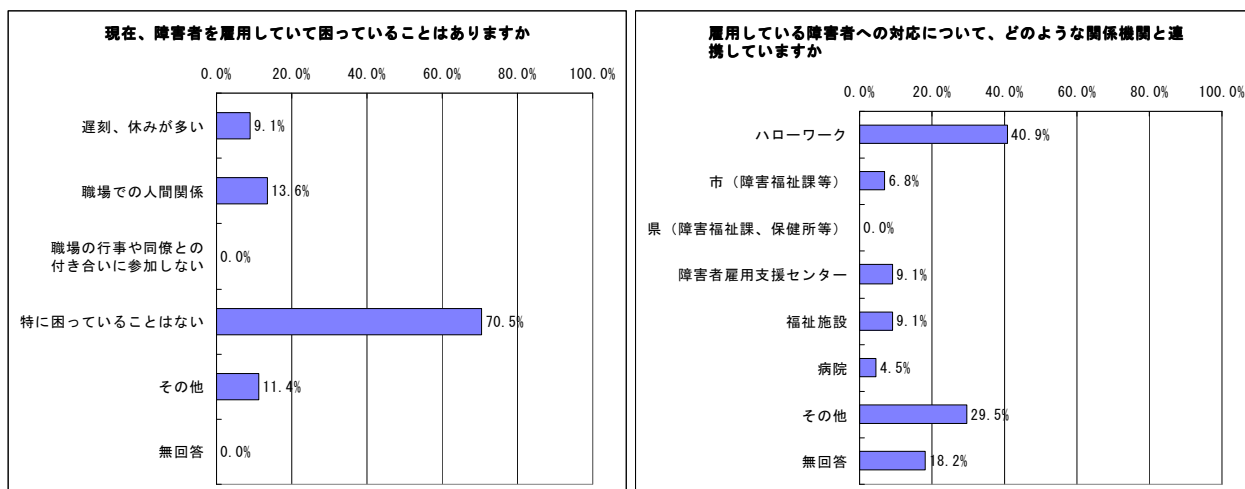


- 必要なサポートについては、「障害者の職務能力の適正な把握」が66.7%と、最も雇用者側は重視しています。（事業者）

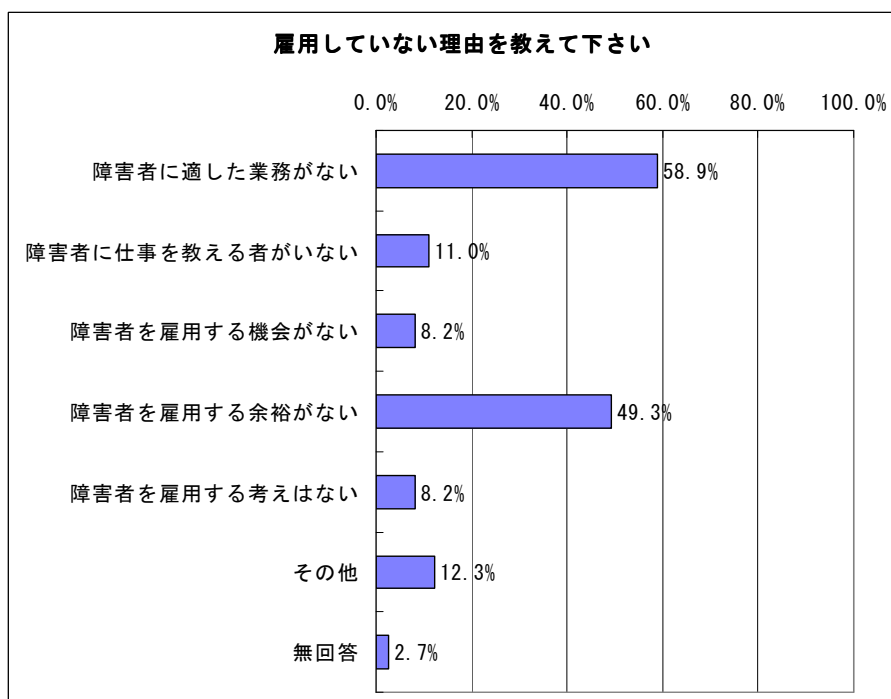


障害者を雇用している事業者の7割は困ったことはなく、連携している関係機関については、ハローワークが主となっています。雇用していない理由は適した「業務がない」となっています。

- 障害者を雇用していて困ったことは、「特に困っていることはない」が70.5%に上り、次いで「職場での人間関係」が約14%となっています。（事業者）
- 障害者の雇用において連携している関係機関は、「ハローワーク」が約41%と最も多くなっています。（事業者）



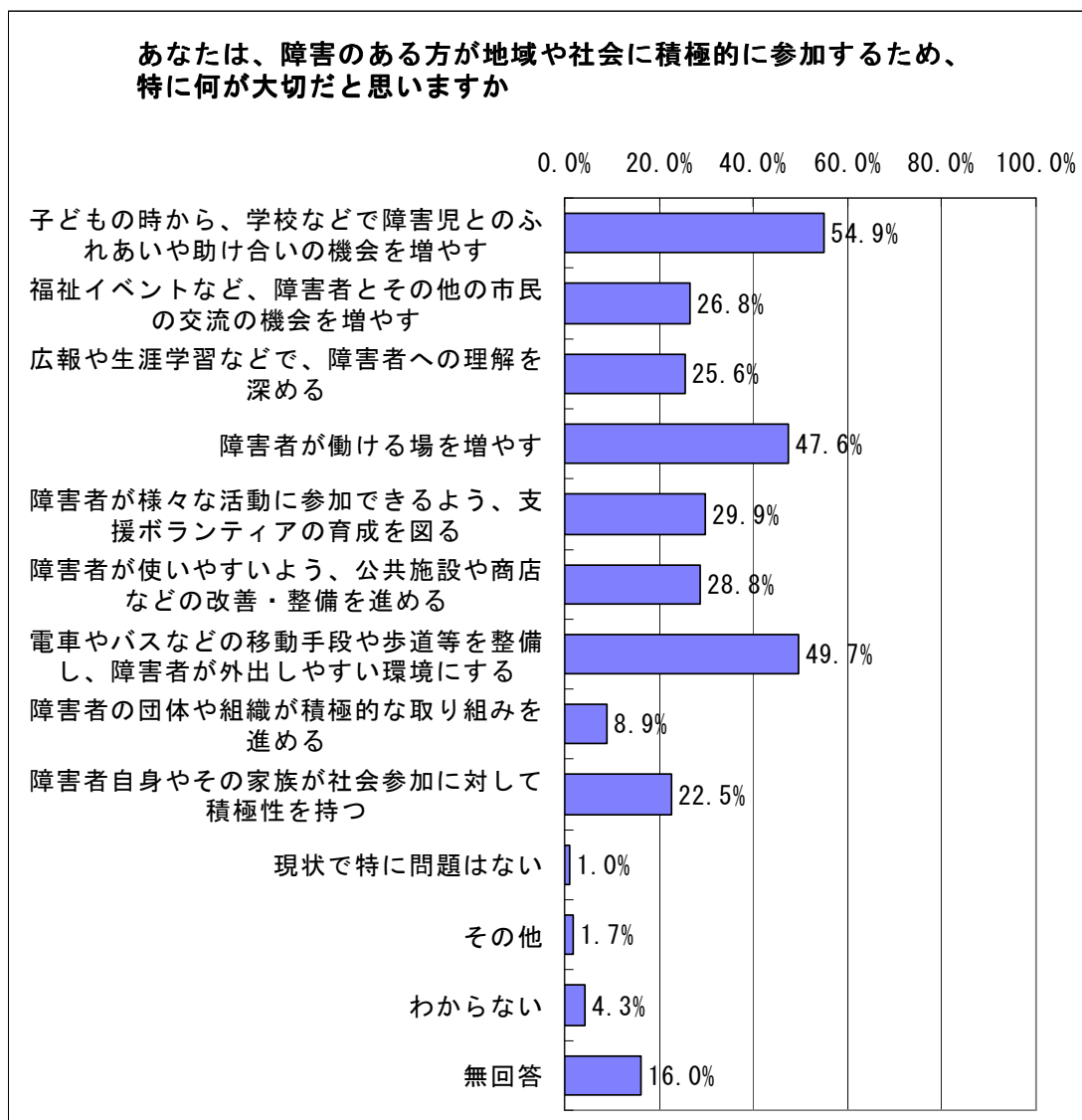
- 障害者を雇用していない理由は、「障害者に適した業務がない」が58.9%と半数を超え、次いで「障害者を雇用する余裕がない」が49.3%と高くなっています。（事業者）



〔7〕生活支援生活や日中活動について

障害がある方が地域や社会で参加するためには、子供のころから学校などで障害者とのふれあいや助け合いの機会を増やすことが大切との意見が多くなっています。

- 「障害のある方が地域や社会に積極的に参加するために大切なこと」は、「子どもの時から、学校などで障害児とのふれあいや助け合いの機会を増やす」が54.9%と最も多く、次いで「電車やバスなどの移動手段や歩道等を整備し、障害者が外出しやすい環境にする」が49.7%となっています。（市民）



2 策定関係資料

(1) 障害者施策の主な動き

① 国の動き

昭和57年	3月	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成5年	3月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成5年	12月	「障害者基本法」成立
平成6年	9月	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」施行
平成7年	5月	「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へ改正
平成7年	12月	「障害者プラン～ノーマライゼーション7ヵ年戦略～」策定
平成9年	12月	「介護保険法」が制定（平成12年4月1日から実施）
平成11年	6月	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」等の一部改正
平成12年	5月	「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」制定
平成14年	12月	「障害者基本計画」策定 計画期間：平成15年度～平成24年度
平成14年	12月	「重点施策実施5ヵ年計画」策定 計画期間：平成15年度～平成19年度
平成15年	4月	「支援費制度」施行
平成18年	4月	「障害者自立支援法」施行
平成18年	12月	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」施行
平成19年	12月	「重点施策実施5ヵ年計画」策定 計画期間：平成20年度～平成25年度

② 茨城県の動き

平成 6年 3月	「障害者福祉に関する長期行動計画」策定 計画期間：平成5年度～平成14年度
平成 9年 3月	「重点施策実施計画」策定 計画期間：平成8年度～平成14年度
平成15年 3月	「いばらき障害者いきいきプラン」策定 計画期間：平成15年度～平成24年度
平成19年 3月	「茨城県障害福祉計画（第1期）」策定 計画期間：平成18年度～平成20年度
平成20年 3月	「茨城県障害者福祉的就労支援計画－障害者工賃倍増5か年計画－」策定 計画期間：平成19年度～平成23年度
平成21年 3月	「茨城県障害福祉計画（第2期）」策定 計画期間：平成21年度～平成23年度

③ 土浦市の動き

平成12年 3月	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」策定 計画期間：（短期）平成12年度～平成16年度 （中期）平成17年度～平成21年度 （長期）平成22年度～平成31年度
平成12年 3月	「つちうら障害者プラン（前期計画）」策定 計画期間：平成12年度～平成21年度
平成17年 3月	「つちうら障害者プラン（後期計画）」改定 計画期間：平成17年度～平成21年度
平成19年 3月	「土浦市障害福祉計画（第1期）」策定 計画期間：平成18年度～平成20年度
平成20年 3月	「土浦市地域福祉計画」策定 計画期間：平成20年度～平成24年度
平成21年 3月	「土浦市障害者向け防災マニュアル」作成
平成21年 3月	「土浦市障害福祉計画（第2期）」策定 計画期間：平成21年度～平成23年度

(2) 土浦市障害者計画策定委員会設置要綱

平成10年6月8日
告示第59号

(設置及び所掌事務)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第9条第3項に定める市町村障害者計画及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第88条に定める市町村障害福祉計画(以下「計画」と総称する。)について調査審議し、計画の立案を行う土浦市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 副市長
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の立案が終了したときまでとする。

3 第1項第2号から第4号までに規定する者のうちから委嘱され、又は任命された委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、その資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が召集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(3) 土浦市障害者計画策定委員会委員名簿

任期：平成21年5月14日～平成22年3月31日

	氏名	所属等・役職等	備考
1	飯野 恵城	つくば国際大学産業社会学部教授	委員長
2	住田 福祉	社会福祉法人尚恵学園理事長	副委員長
3	塚田 篤郎	社団法人土浦市医師会理事	
4	塚原 直人	社団法人土浦市医師会	
5	吉田 千鶴子	土浦市議会文教厚生委員会委員長	
6	臼井 壽子	土浦市民生委員・児童委員協議会連合会理事	
7	村山 一人	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長	
8	舘 二千雄	土浦市障害者（児）福祉団体連合会副会長	
9	太田 恵一	土浦市障害者（児）福祉団体連合会副会長	
10	尾崎 征生	土浦市障害者（児）福祉団体連合会事務局長	
11	吉澤 馨	土浦市障害者（児）福祉団体連合会	
12	内田 芳昭	社会福祉法人青洲会さくら苑施設長	
13	海崎 真知子	社会福祉法人明清会ほびき園サービス管理責任者	
14	加藤 千恵子	土浦市ボランティアサークル連絡協議会理事	
15	大徳 正	土浦公共職業安定所統括職業指導官	H21.5.31まで
	石崎 好章	土浦公共職業安定所統括職業指導官	H21.6.1から
16	落合 みどり	茨城県立土浦養護学校 特別支援教育地域相談センター事務部長	
17	仲根 よし子	茨城県土浦保健所保健指導課長	
18	久松 正明	土浦市社会福祉協議会常務理事	
19	伊藤 宏	一般公募	
20	水野 直樹	一般公募	

(4) 土浦市障害者計画研究会設置要綱

平成10年7月24日

土浦市訓令第7号

(設置)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進の指針となる障害者計画（以下「計画」という。）に係る諸課題に関し調査研究するため、土浦市障害者計画研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 障害者のニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 障害者施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 障害者施策に係る関係部課間の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、委員20人以内をもって組織し、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は保健福祉部長を、副会長は障害福祉課長をもって充てる。

3 委員は、次の課に属する者のうちから市長が任命する。

政策企画課、広報広聴課、総務課、管財課、市民活動課、生活安全課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、商工観光課、道路課、住宅営繕課、都市計画課、建築指導課、教育委員会学務課、教育委員会生涯学習課、教育委員会指導課、消防本部総務課

(会議)

第4条 研究会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(5) 土浦市障害者計画研究会委員名簿

任期：平成20年12月19日～平成22年3月31日

	所属部等	所属課	平成21年度		平成20年度		備考
			職名	氏名	職名	氏名	
1	保健福祉部		部長	小貫 俊男	部長	小貫 俊男	会長
2	保健福祉部	障害福祉課	課長	湯原 洋一	課長	湯原 洋一	副会長
3	市長公室	政策企画課	主任政策員	瀬尾 洋一	主任政策員	瀬尾 洋一	
4	総務部	総務課	室長	下村 浩	主査	下村 浩	
5	市民生活部	市民活動課	主査	細野 賢司	係長	細野 賢司	
6		生活安全課	副参事	栗原 純彦	課長補佐	市川 俊一	
7	保健福祉部	社会福祉課	主査	川村 正明	副参事	前原 秀昭	
8		こども福祉課	副参事	加藤 重雄	副参事	加藤 重雄	
9		高齢福祉課	主幹	小澤 麻里子	主幹	小澤 麻里子	
10		国保年金課	主査	吉沼 良幸	係長	上野 不美世	
11		健康増進課	係長	三浦 奈美子	係長	三浦 奈美子	
12	産業部	商工観光課	主査	塚本 隆行	主査	塚本 隆行	
13	建設部	道路課	係長	三浦 誠	係長	三浦 誠	
14	都市整備部	都市計画課	課長補佐	岡野 亨	副参事	石井 信之	
15		建築指導課	副参事	田嶋 正	課長補佐	吉村 茂重知	
16	教育委員会	学務課	課長補佐	平塚 政男	副参事	高崎 浩	
17		生涯学習課	主査	来栖 信吉	主査	今野 修	
18		指導課	課長補佐	橋爪 正文	課長補佐	矢口 孝夫	
19	消防本部	総務課	課長補佐	塩ノ谷 秀雄	課長補佐	檜山 保明	
20	社会福祉協議会		係長	赤根 陽	係長	赤根 陽	※

※ 社会福祉協議会については、説明や意見を聴くため、実務担当者への出席を求めた。(研究会設置要綱第4条第4項)

(6) 計画策定経過状況

日程	会議等	内容
平成21年 1月29日	第1回土浦市障害者計画研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画の概要 ・障害者計画策定スケジュール
3月19日	第2回土浦市障害者計画研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の評価，進捗状況の調査 ・アンケート調査の概要
5月28日	第1回土浦市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現行計画の評価，進捗状況の報告 ・アンケート調査実施の承認
6月～7月	アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民向けアンケート調査 ・医療・福祉関係者向けアンケート調査 ・事業者向けアンケート調査
8月21日	第3回土浦市障害者計画研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告 ・総論，各論，個別事業の検討
8月27日	第2回土浦市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果報告 ・総論，各論，個別事業の検討
11月11日	第4回土浦市障害者計画研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 ・パブリック・コメントの説明
11月19日	第3回土浦市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討 ・パブリック・コメント実施の承認
12月10日 ～1月15日	パブリック・コメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙，市ホームページへの掲載
平成22年 1月28日	第5回土浦市障害者計画研究会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント結果の報告 ・計画へのパブリック・コメントの反映 ・計画最終案の検討
2月 4日	第4回土浦市障害者計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント結果の報告 ・計画へのパブリック・コメントの反映 ・計画最終案の承認

(7) 用語解説

【あ行】

『SP（エスピー）コード』

紙に掲載された情報をデジタルに変える二次元シンボル。簡単に大量の情報を紙に記録・掲載できるため、ビジネスや日常生活など様々な活用ができる。専用の SP コード読取機を使って、音声・点字・テキストで出力することができる。

【さ行】

『支援費制度』

行政が「行政処分」として障害者サービスを決定してきた「措置制度」を改め、障害者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。障害者の自己決定が尊重されるとともに、利用者と施設・事業者が直接かつ対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供されるようになった。平成18年度から「障害者自立支援法」に基づくサービス等に変更。

『重点施策実施5か年計画』

政府が障害者施策の基本的方向等を規定するため、平成14年に策定した「障害者基本計画」（計画期間：平成15～24年度）と併せ、障害者基本計画に沿って、同基本計画の重点的に実施する施策及びその達成目標並びに計画の推進方策を定めるため策定した計画。前期5年間の「重点施策実施5か年計画」後、後期5年間の現行「重点施策実施5か年計画」を策定。

『障害者基本計画』

「障害者基本法」を根拠法とし、障害者施策全般に関わる理念や基本方針などを定める計画。

『障害者基本法』

平成5年に「心身障害者対策基本法」が改正され、制定された法律。従来は身体障害者、知的障害者に加え、精神障害者も「障害者」の対象とされた。

『障害福祉計画』

「障害者自立支援法」を根拠法とし、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画で、必要なサービスの種類ごとの見込量とその確保のための方策等について定め、数値目標を明らかにすることにより、具体的施策の展開を図るための指針を設けるもの。土浦市では、平成19年3月に「土浦市障害福祉計画（第1期）」、平成21年3月に「土浦市障害福祉計画（第2期）」を策定し、つちうら障害者プランの実施計画と位置づけた。

『障害者自立支援法』

障害者の地域生活と就労を進め、それまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成18年10月に全面施行された。

『障害者の日』

毎年12月9日。国際障害者年（1981年）を記念して、障害者問題について考え、障害者福祉の増進を図ることを目的として制定された。1975年12月9日に障害者の基本的人権と障害者問題に関する指針として「障害者の権利宣言」が、国際連合総会で採択されたことから決められた。

『障害者向け防災マニュアル「防災の手引き」』

大規模地震や台風などの災害が発生した場合に、障害者やその介護者等がどのように対応したら良いのか、事前にどのような準備が必要かなどを記載し、防災に対する意識を高めることを目的として、土浦市障害者(児)福祉団体連合会・つくば国際大学・土浦市の三者が協働で作成したマニュアル。平成20年度作成。

『生活習慣病』

糖尿病、高血圧、がん、脳卒中、心臓病など生活習慣が発症や進行に深く関わっていると考えられている疾患の総称。かつては「成人病」と呼ばれていたが、生活習慣の改善に重点を置いた対策を推進するために、この名称が使われるようになった。

『精神保健及び精神障害者福祉に関する法律』

精神障害者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とし、精神保健と精神障害者福祉について規定した法律。昭和25年に制定され、平成7年5月に現在の名称に改められた。

【た行】**『第7次土浦市総合計画』**

長期的展望のもと、土浦市の目指すべき将来の姿とそれを実現するための施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営のための指針とするものであり、各施策や事業を展開する上での基本とするもの。「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成され、計画期間は平成20年度から平成29年度。

『土浦市災害時要援護者支援制度』

高齢者や障害者など災害発生時に支援を必要とする「災害時要援護者」の個人情報をもとに同意により要援護者台帳に登録し、情報を地域で共有するために台帳を地域の地区長・民生委員児童委員・自主防災組織などの支援者に提供することにより、要援護者が災害時等に地域の中で支援を受けられるようにする制度。

『土浦市地域福祉計画』

土浦市の「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域に関する活動への住民参加の促進に関する事項」を一体的に定める計画で、高齢者、障害者、児童等を対象とした様々な個別の福祉計画のうち地域福祉に関するものを横断的に結び、市民・地域・行政等が協働しながら取り組むための基本的な方向を示すもの。平成19年度策定。

『土浦市人にやさしいまちづくり計画』

高齢者および障害者を含むすべての市民が、あらゆる施設を円滑に利用でき、容易に社会参加できるまちづくりを、総合的かつ計画的に推進するための計画。平成12年3月策定。

『デマンドタクシー』

利用者からの事前予約に応じて、路線を定めずに乗り合い車両を運行するサービス。土浦市では「のりあいタクシー土浦」を市内全域で運行しており、65歳以上の土浦市在住の会員登録者が利用できる。

【な行】**『ノーマライゼーション』**

障害者を特別視するのではなく、健常者と一緒に助け合いながら暮らしていくのがノーマルな社会であるとする考え方。

【は行】**『発達障害』**

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢で発現する障害のこと。発達障害のために日常生活や社会生活に制限を受ける人のことを発達障害者、そのうち18歳未満の児童を発達障害児という。

『パブリック・コメント』

市の基本的な計画等を立案する過程において、その立案に係る計画等の趣旨、内容等の必要な事項を市民等に公表し、これらに対して提出された市民等の意見。

『バリアフリー』

社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

『補助犬』

視覚障害者の歩行をサポートする「盲導犬」、肢体不自由者の日常生活のサポートをする「介助犬」、聴覚障害者に音を知らせる「聴導犬」の3つの総称。

【や行】**『友愛サービス事業』**

土浦市社会福祉協議会において実施する市民同士の助け合いによる家事援助のサービスを行う制度。原則として65歳以上の支援が必要な高齢者や心身障害者（児）の世帯が、食事の支度・衣類の洗濯・部屋の清掃・日用品の買い物・話し相手・通院・外出の介助などを有料で利用できる。

『ユニバーサルデザイン』

文化・年齢の差異，障害・能力の如何を問わずに，できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン。

『要約筆記』

聴覚障害者等（中途失聴者など）への情報保障手段の一つで，話している内容を要約し，文字として伝えること。「要約し，通訳する」事で，速記とは内容が異なる。筆談要約筆記（※1），OHP要約筆記（※2），OHC要約筆記（※3），パソコン要約筆記（※4）など情報保障を必要とする人々の条件や，場所や器材上の条件により，最善の実施形態が採用される。

※1 筆談要約筆記

ノートや小型のホワイトボード等を用いて，筆談により行う要約筆記。

※2 OHP要約筆記

台座に置かれた透明なシートを光によりスクリーンに映写するオーバヘッドプロジェクタ（OHP）を用いて行う要約筆記。

※3 OHC要約筆記

台座に置かれた被写体を上部カメラにより撮影し，スクリーンやモニターに映写するオーバーヘッドカメラ（OHC）を用いて行う要約筆記。

※4 パソコン要約筆記

パソコンをプロジェクタに接続し，音声情報をパソコンに文字入力し，それをスクリーン等に映写することで行う要約筆記。

【ら行】

『ライフサイクル』

人生の周期。生活周期。人間の一生をいくつかの過程に分けたものを周期的にとらえる考え方。精神分析家のエリクソンは，ライフサイクルにもとづく発達論を提唱し，人生を8つの段階（乳児期，幼児期，幼児期初期，学童期，青年期，成人期初期，成人期後期，老年期）に分け，それぞれで解決すべき課題（発達課題）があるとした。

『ライフステージ』

人間の一生における乳幼児期，学齢期，成人期，高齢期などのそれぞれの段階。生涯における重要な節目で区分される生活上の局面（ステージ）のこと。

『リッチボイス』

土浦市ボランティアグループ「土浦朗読の会」が発行しているテープマガジン。身近な情報や料理コーナー、スポーツ・音楽の情報、文芸など幅広い内容をカセットテープに吹き込んでいる。

『リハビリテーション』

身体に障害のある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体機能の回復をめざす「機能訓練」という意味だけではなく、ライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、自立と参加をめざすとの考え方。医学的リハビリテーション、教育的リハビリテーション、職業的リハビリテーション、社会的リハビリテーションを一体的、連続的なものとして総合的に推進すること。



土浦市障害者計画

発行 : 平成22年3月

発行者 : 茨城県土浦市

編集 : 土浦市保健福祉部障害福祉課

〒300-8686 土浦市下高津一丁目20番35号

電話 029-826-1111 (内線2339)

FAX 029-826-7118 (共用)

Eメール shougai@city.tsuchiura.lg.jp

表紙絵・挿絵作者 : おおた よりたか 太田 頼孝 さん

土浦市在住。太田さんの動物などを描いた暖かなイラストは、様々な紙面を飾り、とても人気があります。

表紙絵の場所 : 上高津貝塚ふるさと歴史の広場 (土浦市上高津)

関東地方を代表する大規模貝塚と考古資料館から成る面積約5万㎡の史跡博物館。縄文人の生活のあとが確認されており、自然に囲まれた貝塚の広場には竪穴住居が復元されています。

この冊子は、古紙配合率59%以上、白色度70%以下の再生紙及び大豆インクを使用しています。



土 浦 市